

2. 地域における福祉用具、住宅改修に関する取組や多職種支援の実態把握

2.1 自治体(市区町村)向け調査

2.1.1 アンケート調査

(1) 調査の目的

要支援・要介護者以外の高齢者を対象とした、地域全体における、福祉用具や自助具、住宅改修等に関する取組や多職種支援の実態把握を行うため、市区町村を対象としたアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象および抽出方法

市区町村の地域包括支援センター担当部署 1,741 か所(特別区含む全数)

(3) 調査時期

令和7年10月20日～11月21日

(4) 調査方法

メールによる発送、WEB回収

(5) 調査項目

主な調査項目は以下の通り。

図表 2 主な調査項目

1. 自治体の基本情報	<ul style="list-style-type: none">・自治体内の地域包括支援センター数・自治体内に所在する福祉用具貸与事業所数
2. 要支援・要介護者以外の高齢者を対象とした福祉用具、住宅改修等に関する取組の状況	<ul style="list-style-type: none">・取組の実施状況・取組を実施していない理由・取組の詳細<ul style="list-style-type: none">➤ 取組の背景・目的➤ 取組の内容➤ 対象者➤ 取組の開始時期及び頻度➤ 取組の財源➤ 取組の関係者➤ 取組に対する福祉用具専門相談員の参画への意向➤ 取組の効果➤ 取組の課題

(6) 回収状況

回収状況は以下の通り。

図表 3 回収状況

発送数	回収数	回収率
1,741	891件(896件)	51.2%(51.5%)

※広域連合から計8市町村分として回答があったため、それを踏まえた回収数、回収率を括弧書きで示した。

(7) 調査結果

1) 基本情報

a. 地方公共団体の区分

本調査に回答のあった市区町村等は以下の通りであった。

図表 4 地方公共団体の区分

全体	政令指定都市	特別区	中核市	一般市	町村	広域連合等
891	18	18	49	394	409	3
100.0%	2.0%	2.0%	5.5%	44.2%	45.9%	0.3%

b. 自治体内の地域包括支援センター数

自治体内の地域包括支援センター数は、「1か所」が58.2%と最も多く、平均値は4.1か所であった。

図表 5 自治体内の地域包括支援センター数

全体	0か所	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	6か所	7か所	8か所	9か所以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
891	1	519	47	51	43	130	50	23	8	19	19	4.1	1.0	0.0	147.0
100.0%	0.1%	58.2%	5.3%	5.7%	4.8%	14.6%	5.6%	2.6%	0.9%	2.1%					

c. 自治体内に所在する福祉用具貸与事業所数

自治体内に所在する福祉用具貸与事業所数は、「0事業所」が27.3%と最も多く、次いで「1事業所」が17.2%であり、平均値は6.4事業所であった。

図表 6 自治体内に所在する福祉用具貸与事業所数

全体	0事業所	1事業所	2事業所	3事業所	4事業所	5事業所	6事業所	7事業所	8事業所	9事業所以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
891	243	153	96	66	35	138	56	28	43	33	6.4	2.0	0.0	170.0	
100.0%	27.3%	17.2%	10.8%	7.4%	3.9%	15.5%	6.3%	3.1%	4.8%	3.7%					

2) 要支援・要介護者以外の高齢者を対象とした福祉用具、住宅改修に関する取組の状況

a. 取組の実施状況

取組の実施状況について、「①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組」、「②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組」、「③介護保険の福祉用具貸与・販売や住宅改修の対象とはなっていない高齢者に対する福祉用具の貸与・購入や住宅改修にかかる費用の給付」のいずれも、「実施している」と回答した市区町村は2割未満であった。

地方公共団体の区分別にみると、いずれも政令指定都市や特別区のほうが実施している割合が高い傾向にあった。

図表 7 取組の実施状況

	全体	実施している	現在も実施している	実施したことはない	無回答
①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組	891 100.0%	103 11.6%	12 1.3%	776 87.1%	0 0.0%
②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組	891 100.0%	84 9.4%	40 4.5%	767 86.1%	0 0.0%
③介護保険の福祉用具貸与・販売や住宅改修の対象とはなっていない高齢者に対する福祉用具の貸与・購入や住宅改修にかかる費用の給付	891 100.0%	177 19.9%	17 1.9%	697 78.2%	0 0.0%
④その他	891 100.0%	8 0.9%	2 0.2%	842 94.5%	39 4.4%

図表 8 取組の実施状況_①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組(地方公共団体の区分別)

	全体	実施している	たい現在 ことが、 が過去 あるに 実施し ない	い実 ・施 把し 握し たこ ては いな い	無 回 答
全体	891 100.0%	103 11.6%	12 1.3%	776 87.1%	0 0.0%
政令指定都市	18 100.0%	5 27.8%	0 0.0%	13 72.2%	0 0.0%
特別区	18 100.0%	6 33.3%	1 5.6%	11 61.1%	0 0.0%
中核市	49 100.0%	5 10.2%	0 0.0%	44 89.8%	0 0.0%
一般市	394 100.0%	48 12.2%	4 1.0%	342 86.8%	0 0.0%
町村	409 100.0%	39 9.5%	7 1.7%	363 88.8%	0 0.0%
広域連合等	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%

図表 9 取組の実施状況_②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組(地方公共団体の区分別)

	全体	実施している	たい現在 ことが、 が過去 あるに 実施し ない	い実 ・施 把し 握し たこ ては いな い	無 回 答
全体	891 100.0%	84 9.4%	40 4.5%	767 86.1%	0 0.0%
政令指定都市	18 100.0%	5 27.8%	1 5.6%	12 66.7%	0 0.0%
特別区	18 100.0%	8 44.4%	0 0.0%	10 55.6%	0 0.0%
中核市	49 100.0%	3 6.1%	2 4.1%	44 89.8%	0 0.0%
一般市	394 100.0%	35 8.9%	15 3.8%	344 87.3%	0 0.0%
町村	409 100.0%	33 8.1%	22 5.4%	354 86.6%	0 0.0%
広域連合等	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%

図表 10 取組の実施状況_③介護保険の福祉用具貸与・販売や住宅改修の対象とはなっていない高齢者に対する福祉用具の貸与・購入や住宅改修にかかる費用の給付(地方公共団体の区分別)

	全体	実施している	たい現在 ことが、 は過去に ある実施 していな い	い実 ・施 把した 握した しては いな い	無 回 答
全体	891 100.0%	177 19.9%	17 1.9%	697 78.2%	0 0.0%
政令指定都市	18 100.0%	7 38.9%	1 5.6%	10 55.6%	0 0.0%
特別区	18 100.0%	16 88.9%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%
中核市	49 100.0%	13 26.5%	2 4.1%	34 69.4%	0 0.0%
一般市	394 100.0%	80 20.3%	9 2.3%	305 77.4%	0 0.0%
町村	409 100.0%	61 14.9%	5 1.2%	343 83.9%	0 0.0%
広域連合等	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%

b. 1 自治体あたりの実施している取組の数

①～④の取組について、1 自治体あたりの実施取組数をみると、「いずれも実施していない」が 62.6%と最も多く、次いで「1つ実施」が 26.5%であり、2 つ以上実施している自治体は1割程度に留まった。

地方公共団体の区分別にみると、政令指定都市や特別区では、「2つ実施」が最も多く、1つ以上実施している自治体の割合が政令市では 7 割以上、特別区では約9割を占めた一方で、その他の区分では「いずれも実施していない」が最も多く半数以上を占めた。

図表 11 1自治体あたりの実施している取組の数

	全体	いずれも実施していない	1つ実施	2つ実施	3つ実施	4つ実施	無回答
全体	891	540 60.6%	224 25.1%	75 8.4%	13 1.5%	0 0.0%	39 4.4%
政令指定都市	18	5 27.8%	6 33.3%	7 38.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特別区	18	1 5.6%	3 16.7%	7 38.9%	4 22.2%	0 0.0%	3 16.7%
中核市	49	26 53.1%	21 42.9%	2 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
一般市	394	243 61.7%	99 25.1%	34 8.6%	5 1.3%	0 0.0%	13 3.3%
町村	409	262 64.1%	95 23.2%	25 6.1%	4 1.0%	0 0.0%	23 5.6%
広域連合等	3	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※「現在は実施していないが、過去に実施したことがある」と回答した場合を含む

c. 取組を実施していない理由

①～④の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した自治体が、取組を実施していない理由は、「取組を実施する体制が構築できない」が 46.3%と最も多かったが、地方公共団体の区分別にみると、政令指定都市や中核市では「取組の必要を感じていない」、広域連合等では「どのような取組を実施したらよいかわからない」が最も多かった。

「その他」の回答例は図表 13 に示す通り。

図表 12 取組を実施していない理由(地方公共団体の区別)【複数回答】

	全 体	が 取 組 を 実 施 す る 体 制	の 取 組 を 実 施 す る た め	ら 施 ど の な し の よ う な 取 組 を 実 施 す る た め	そ の 他	て 取 組 の 必 要 性 を 感 じ	無 回 答
全体	540 100.0%	250 46.3%	158 29.3%	154 28.5%	22 4.1%	163 30.2%	12 2.2%
政令指定都市	5 100.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	4 80.0%	0 0.0%
特別区	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中核市	26 100.0%	9 34.6%	6 23.1%	6 23.1%	2 7.7%	11 42.3%	0 0.0%
一般市	243 100.0%	113 46.5%	77 31.7%	68 28.0%	15 6.2%	78 32.1%	2 0.8%
町村	262 100.0%	127 48.5%	73 27.9%	77 29.4%	5 1.9%	69 26.3%	10 3.8%
広域連合等	3 100.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%

※図表 7 で①～④の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した場合のみ回答

図表 13 取組を実施していない理由「その他」の回答例

- ・ 時間的余裕がない。労力に見合う効果が期待できるかもわからない。
- ・ 専門知識を持った担当職員がおらず、1年ごとに業務担当が変わるため対応できない。
- ・ 町内に福祉用具貸与事業所がないためどのような取組を実施したらよいか分からない。
- ・ 介護保険の認定者以外に関する取組について意識したことがなかったため。
- ・ 要支援・要介護認定者以外の高齢者への施策については、今後の動向を確認し適宜検討していく。
- ・ 取組を実施する体制づくりについて検討していない。今後、検討する余地あり。
- ・ 容易に住宅改修や福祉用具を導入すると、自立を妨げてしまう恐れがあるため。
- ・ 日頃より住宅改修も取り扱う福祉用具貸与事業所とは住宅改修申請時に当方の意向を伝えたり、福祉用具現場の話を聴取したりして、できるだけ双方向の意思疎通を心がけている。そのうえで各事業所が健闘してくれているので、現在のところは当方から市民に対して直接アプローチする必要性をあまり感じていない。いずれ対事業所の研修会は開催し、体制を強化したいと考えてはいる。対市民のアプローチは、市が主催する形態ではなく、オーガナイズする形態での開催はありかとは思いますが、福祉事業所業界の多忙さを考慮すると実現するとは考え難い。
- ・ 上記のような支援は行っておらず、福祉用具販売業者等が利用者個々の相談にのっている。
- ・ 介護支援専門員が利用者の心身状況や住環境等を分析し提案しているため。
- ・ 相談がきた際にその都度、対象の方にあつたサービスを提案している。
- ・ 相談があつた際や認定調査時に対応している。
- ・ 必要な場合には介護認定申請を勧め、要支援・要介護認定者になってから給付を行っている。

d. 取組事例の詳細(自由記述で回答いただいたものを一部掲載)

以下、アンケート調査に回答いただいた事例のうち、「福祉用具専門相談員の関与がある」と回答した事例について掲載する。

① 高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組

ア) 在宅高齢者への個別支援

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
1	一般市	介護予防・日常生活支援総合事業対象者	利用者に対して福祉用具貸与・購入が必要と考えられた場合、地域包括支援センターが市に申請し、地域リハビリテーション事業を依頼する。承認された後に、地域リハビリテーション事業が実施され、専門職により福祉用具貸与・購入の評価・妥当性の判断を受けその結果にて介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、貸与・購入の制度を利用の可否が決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対する福祉用具の貸与・購入は、自立支援や生活機能の維持・向上を目的としており、本人の身体状況や生活環境に応じた適切な用具の提供を行うにあたり、専門職(理学療法士・作業療法士)から評価を受ける。この地域リハビリテーション事業を利用することで、利用者のニーズに適した支援を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
2	一般市	サービス・活動C(短期集中予防サービス)… 要 支援認定者(介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション利用者を除く。) (2)65歳以上で、国の基準に従って決定されたサービス事業対象者 (3)その他市長が適当と認めた者	サービス・活動C(短期集中予防サービス)にて、理学療法士や作業療法士による福祉用具の使い方指導や適切な福祉用具の選定を行っている。訪問型サービス・活動Cや訪問型一般介護予防事業では、対象者の身体機能や自宅環境を評価したうえで、住宅改修の必要性を検討し、本人・家族や担当介護支援専門員に向けて望ましい種類や場所の助言を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・医師 ・看護師 ・保健師 	<p>【効果】 自助具を所持していても正しい使い方が分からない高齢者が、当事業を利用して専門職から本人の身体状況に合わせて使い方の指導を受けたり、自助具の種類が適切か評価されたりすることで、より安全な歩行を習得することが出来ている。退院後に自助具の貸与を開始した高齢者が、通所型サービス・活動Cを利用することで体力・筋力・バランス力が向上し、専門職の評価のもと自助具を返却したり適切な自助具を購入入するきっかけになり、介護保険料の削減にも繋がっている。当事業に同行する保健師、地域包括支援センター職員にとっても住宅改修のポイントなど、専門職から学ぶことも多くあり、市の人材育成にもつながっている。</p> <p>【課題】 通所型・訪問型サービスは、複数の専門職が交代制で従事するため、引継ぎが上手く出来ていないと対象者への指導に齟齬が生じて混乱を招く可能性がある。訪問型一般介護予防事業は、単発のサービスであるため、指導内容が正しく理解出来ているか習得出来ているか継続的に確認することが出来ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
3	一般市	市内に住所を有する、おおむね65歳以上の高齢者。退院直後のADLが低下している方や閉じこもり等による虚弱気味な高齢者。	「介護予防・日常生活支援総合事業」や「通いの場」等の参加者に対するリハビリテーション専門職(理学療法士)による福祉用具の提案を行っている。介護に関する相談に応じて必要時は自宅訪問を行い、リハビリテーション専門職(理学療法士)、介護支援専門員による福祉用具や住宅改修の提案を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 ・看護師 ・保健師 	<p>【効果】 専門職(理学療法士)による住宅改修や福祉用具に関する提案を行うことにより、在宅生活の助長、介護予防の促進に繋がっている。</p> <p>【課題】 福祉用具利用時や住宅改修する為に介護保険の申請が必要とされないで、安易な申請に繋がっていないか懸念される福祉用具の購入や貸与に関して、その後のメンテナンスやモニタリング(介護支援専門員がいない場合)が課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費
4	一般市	サービス・活動C(短期集中予防サービス)の利用者 地域包括支援センター等が福祉用具や住宅改修について必要だと思う者 基本チェックリストを実施し、運動面の該当者で、訪問時希望者	サービス・活動C(短期集中予防サービス)の利用者へ理学療法士、福祉用具専門相談員、包括支援センター職員による福祉用具の提案。また、理学療法士による、福祉用具を使った運動の指導。地域リハビリテーション活動支援事業において、包括等より市へ依頼があった際に、理学療法士による福祉用具の提案や福祉用具を使った運動の指導を実施。健康状態不明者に対し、基本チェックリストを実施し、ハイリスク者に対し理学療法や市の職員が訪問し、介護予防・日常生活支援総合事業の提案や介護申請、必要に応じて福祉用具や住宅改修に関する助言・指導も実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 福祉用具を使用することで、自宅でも自立した生活を送ることが出来る。</p> <p>【課題】 サービス・活動C(短期集中予防サービス)については利用者が少ない。取組事例が少ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
5	一般市	高齢者本人が福祉用具貸与の利用を希望しており、かつ、運動機能の低下により日常生活に軽度な課題が生じている事業対象者、要支援1・2に相当する高齢者	理学療法士と地域包括支援センター職員とで利用者宅を同行訪問し、アセスメントを行い、適切な福祉用具や住宅改修の提案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>数値的な裏付けはできないが、利用者の身体機能を把握したうえで、適切な福祉用具の機種選定や住宅改修の内容判断が可能になったと思われる。</p>	・なし
6	一般市	市内在住の高齢者	<p>地域包括支援センター職員等からの依頼を受け、事業対象者や介護認定非該当者の個人宅へ市リハビリテーション専門職が同行訪問し、福祉用具の必要性の判断や歩行補助具の選定における助言、使用方法の指導などを実施している。</p> <p>※同行訪問は事業対象者、介護認定非該当者に限局せず、要支援・要介護認定者にも実施しており、福祉用具に限らず生活指導や運動指導、利用サービスの助言などを実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行訪問を通して、必要な福祉用具の助言や正しい使用方法などを指導できている。 ・特定福祉用具購入や福祉用具貸与、住宅改修が必要な場合には介護認定申請を提案し、必要な介護保険サービスの利用を進めることができている。 <p>【課題】</p> <p>市リハビリテーション専門職や地域包括支援センター職員等の退職や人員の入れ替わり等により体制として不安定である。</p>	・なし
7	一般市	在宅で生活している高齢者、発症から6か月以内の脳血管障害、受傷2か月以内の骨折の方、失語症、高次脳機能障害の合併した方	利用者に合わせた運動指導、介助方法の指導、住宅改修や福祉用具について、理学療法士の視点からのアドバイス等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>自立支援、重症化防止、介護負担軽減等</p> <p>【課題】</p> <p>配属の理学療法士1名で対応しており、相談が同時期に集中したり、理学療法士が不在の場合、対応が遅れる可能性がある。</p>	・なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
8	町村	町内在住の65歳以上の方。	ADL に問題がある高齢者に対して、リハビリテーション専門職が訪問し解決案を提示している。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・その他(言語聴覚士) 	<p>【効果】 リハビリテーション専門職の助言により、対象者の ADL や環境における問題点が解決されている。 例1) ベッドからトイレまでの移動時に転倒の危険性が高かったケースについて、トイレドア開閉時の安定のためベストポジションバーをトイレドア前に設置。また、トイレからベッドに戻る際の歩行安定のため、ベッドサイドに柵を設置した。 例2) ロフトストランドクラッチを利用している方について、杖の高さが少し低かったため穴2つ分長くしたところ、歩容が良くなり顔も上向きになったため周囲の状況確認ができるようになった。</p> <p>【課題】 介護支援専門員に対して取り組みを周知しており、リハビリテーション専門職の活用について理解をいただいているが、実際に相談を受けることは少ない。別件で介護支援専門員から相談があった際に、リハビリテーション専門職の訪問指導を利用したかどうかと提案することがあるので、介護支援専門員がリハビリテーション専門職の協力に対し躊躇しているように感じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
9	町村	一般介護予防事業、 認知症カフェ事業の 参加者	各通いの場において、福祉用具購入等の個別相談を受けた場合には、通いの場のリハビリテーション講師または、地域包括支援センター職員に相談できる体制となっている。自宅訪問希望時には、地域包括支援センター総合相談業務として対応し、購入を希望された方には、町内福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員に相談をつないでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 介護認定前の通いの場に自立して通える方が、必要な福祉用具の個別相談を行い、適正な用具選定が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費 ・利用者負担

イ) 在宅高齢者への集団支援

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
1	一般市	地域のサロンの参加者	福祉用具事業所の担当者が、地域のサロンに出向き、福祉用具の紹介、正しい歩行の姿勢や歩行補助用具の話をした。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>福祉用具の使い方を理解してもらえた。また、介護保険の給付対象外のお風呂の滑り止めマットなども紹介したところ購入した方もいた。</p> <p>【課題】</p> <p>全地域で継続的に実施しているわけではないので、市民に広く知ってもらっているわけではない。継続して実施していくのであれば、サロン支援を行う地域包括支援センターと連携して実施していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> なし
2	一般市	通いの場参加者	福祉用具専門相談員を招き、杖や歩行器、シルバーカーや車いすの選び方や使い方などについてレクチャーを受けた。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体の状況に応じた福祉用具を使用することの必要性を理解できた。 家族を介護している参加者からは、安全に移動するために家族として支えるポイントが理解できたと感想があった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の通いの場でのみ実施。通いの場参加者のメンバー構成によっては支援内容に取り込むことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
3	一般市	概ね65歳以上の者	通所、訪問、地域ケア会議、サード担当の取組等における介護予防の取組に対し、総合的に支援するため、リハビリテーション専門職等を派遣し、技術的助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員 	<p>【課題】</p> <p>取組は実施しているが実績がない。</p> <p>ニーズの把握、周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公費
4	町村	市街地から20キロの山間部に位置する地域住民	介護予防事業利用者に、福祉用具専門相談員による講話、福祉用具の展示・体験を行う歩行器や置き型手すり、入浴チェアなどを展示し、実際に触れたり、体験したり試乗等をしてもらう	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 福祉用具専門相談員 その他 	<p>【効果】</p> <p>・「こういうのがあるよとね。」「介護申請しなくても借りられる(自費貸与)のはいいわね。」「いろいろな種類があることがわかった。」などの声がかかれ、福祉用具に対する理解が深まった。</p> <p>・セルフケアの大切さへの気づきが促された。</p> <p>【課題】</p> <p>参加者の確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> なし
5	町村	認知症カフェの参加者	専門職によるミニ講話では、福祉用具専門相談員や理学療法士・作業療法士などの専門職が、福祉用具の紹介や貸与・購入時のポイントなどを分かりやすく解説。また、住宅改修の事例や、介護保険制度の説明などを実施。また、参加者の中で福祉用具や住宅改修についての相談がある場合は、専門職がその場で相談対応を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>参加者に対して福祉用具や住宅改修の効果や制度についての周知が来た。</p> <p>【課題】</p> <p>周知方法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
6	町村	町民	町内の希望者(老人クラブや自治会等)からの依頼を受け、理学療法士や福祉用具専門相談員が出前講座を行い、福祉用具の紹介や使用方法、介助の実技体験を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具に触れる機会や介助方法の知識を深める場がないため、参加者からも好評である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座の周知は実施しているもののニーズはまだまだ少ない状況であり、今後も積極的な周知活動等が必要である。 	なし
7	町村	<p>地域介護予防活動支援事業の参加者およびボランティアスタッフ</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者:70歳後半～90歳代の男女約20名 ボランティアスタッフ:60歳代～80歳前半の男女 約15名 	<ul style="list-style-type: none"> 転倒予防を大きなテーマとし、杖やシルバーカーの紹介、手すりなどの住宅改修に関する講話を実施。 合わせて、福祉用具で貸与や購入できるもの、市販で購入できるものの体験会。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護認定を受けていない参加者が多いため、市販で購入できないものを踏まえて紹介してもらったことにより、身近なものとして感じてもらえた。実際に体験する場面もあつたことで、参加者は利用のイメージもやすくなり、興味深まった様子だった。 当日、実際に杖を使用している人が、専門員へ相談できる場面もあり、具体的なアドバイスを受けられる機会になっていた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護認定を受けている者、受けていない者を整理してわかりやすく伝えるのは、大変だった印象。特に、制度に関する話などは難しく、長く理解しにくかったという感想があつた。 	なし

ウ) その他(在宅高齢者以外への支援:対象者の家族等)

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
1	一般市	在宅で高齢者を介護している家族等	委託先は、市内の在宅介護支援センター等で、年3回程度、各町の圏域で家族介護教室が開催されている。今年度は、福祉用具販売事業所より「車いすの名称・種類」について1回実績があり、今後は「おむつの選び方」についても教室が開催される予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 ・その他(業務委託先の事業所職員) 	<p>【効果】 参加者からは、大変勉強になると好評であり、実施することで、技術の習得・負担の軽減・認知症や高齢者ケアの理解促進・家族や専門職との交流など、様々な効果が得られている。</p> <p>【課題】 教室が日中時の開催であり、有職者である介護者の参加が難しくなってきていることから、参加者の確保が課題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組

ア) 地域イベント等での福祉用具の展示・体験等

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
1	政令指定都市	一般市民等	講演・セミナー・用具展示・相談会の実施。 2025 年は、「福祉用具の日」記念として、福祉用具セミナー「在宅における福祉用具の必要性」と 17 社からなる福祉用具特別展示会、地域包括支援センターによる介護相談を実施。同時に「介護の日」記念として講演会を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 ・医師 ・看護師 	<p>【効果】 他人事ではなく誰でもなり得るといふ認識が周知されており、認知症をはじめ、介護や福祉施設等が人々に身近な存在として認識されてきている。</p> <p>このため、今後に備えての知識・情報の習得や、介護期を振り返っての、「当時にこのような用具があることを知っていれば、違っていたかも」と福祉用具の進化を確認する機会提供となった。</p> <p>また、実際に用具を必要としており、実際に触れて、体感し最新の状況を得ることで、貸与する際の参考とする機会となること。</p> <p>【課題】 開催の時期(記念日が 10・11 月)、合同・区別開催、平日・休日開催の有効性、セミナー・講演の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

2	特別区	イベント来場者	<p>福祉用具や介護用品の展示会を開催し、在宅介護に役立つ製品の紹介や実演。</p> <p>令和7年度は、10/13(月・祝)に施設全体で行ったイベントの1ブースとして4事業者にご協力いただき開催</p> <p>●進化系介護用品・福祉器具を見てください 手すり、徘徊センサー、マッスルスーツ、車いす、シルバーカー など</p>	<p>・福祉用具専門相談員</p>	<p>【効果】</p> <p>・すでに介護サービスを利用していらっしゃる方は、介護支援専門員によるアセスメントや専門職による訪問相談、個別サービス計画(福祉用具、リハビリテーションなど)が提供されているため、展示会に来なくてもその方に合ったものを導入できるような介護保険法上の仕組みになっている。この取組では、まだ介護支援専門員が決まっていない方、親が入院中であつたり遠距離に住んでいる等、介護を始めたばかりの方や今後始まる可能性のある方にアプローチをすることができた。</p> <p>・昨今は福祉機器の進化・改良のスピードは著しく、車いすや歩行器、歩行車など、身体機能、体格、性別、環境要件などに合わせ多岐にわたる種類が開発されていることを知っていただくため、試乗の機会を用意して、体感していただく取組も行い、好評であった。</p> <p>・展示会場担当の福祉用具プランナーや福祉住環境コーディネーター等は、用具や機器の機能についての専門的な説明や個別の質問に丁寧に応じており、福祉機器関係に専門職が存在することのアピールにもなった。</p> <p>【課題】</p> <p>・常設展示ではなく単発の日程で行っているため、周知や集客が非常</p>	<p>・公費</p>
---	-----	---------	---	-------------------	---	------------

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
3	特別区	区民(高齢者かどうかを問わない)	区が実施している祭り(区民まつり)等の場で福祉用具事業者の協力をいただきながら、福祉用具の試用ができるブースを出店している。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 	<p>に難しい。そのため、施設全体でイベントを行う時や他の講座を実施している時に開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な時にいつでも見たい、説明を受けたいという要望があり、幅広いニーズに応えることができるよう準備したいが、機器類は大きいもの、重いもの、また細かいものやサイズが多様なものも多く、展示会場のキャパシティーに応じた限られた展示となっている。 <p>【効果】 区民からは好評である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費
4	特別区	住民、事業者	主体は区の介護サービス事業者が加入する介護サービス事業者協議会であり、区は共催という形で関わっている。 福祉用具、パネル展示を中心に開催しそのほかに体験コーナーやミニ講座を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・医師 ・看護師 ・その他(介護サービス事業者協議会加入法人) 	<p>【効果】 福祉用具を展示してあるので実際に体験し、展示をしている事業者へ相談ができるため、利用を始めていない区民が自身に必要な福祉用具を知るきっかけとなっている。</p> <p>【課題】 介護福祉展自体を住民へ周知することが課題。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費 ・その他

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
5	一般市	市民	「何でも相談会」として各職能団体と協力し、運動、口腔、栄養等、それぞれブースを設けて相談できるようなイベントを行っている。協力団体の中には福祉用具事業者も含まれており、福祉用具の展示や相談対応を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・保健師 ・その他（歯科衛生士、薬剤師、ファイナンシャルプランナーなど） 	<p>【効果】 相談したいことがあったり、自分の身体や今後のことを気にして来場する方が多く、相談するきっかけもなっている。</p> <p>【課題】 効果を定量的に図る仕組みがない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費
6	一般市	市民	福祉用具展示等（フォーラムの1つのブースとして、福祉用具の展示や、理学・作業療法士と福祉用具提供事業者が共同して普及啓発を実施している。）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・医師 ・看護師 ・保健師 ・その他（フォーラム実行委員会を立ち上げて実施） 	<p>【効果】 2024年は、203名が来場し、普及啓発が行えた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
7	一般市	①フォーラム参加者の ②市内小中学校の児童および生徒 ③市内及び近隣地域の求職者	①介護医療連携フォーラム(フォーラム)にて、フォーラムのテーマに則した福祉用具の展示・体験コーナーを設置している。 ②市内の小中学校に訪問し、「福祉の授業」として車いす体験や福祉用具を用いた講義などを行っている。 ③求職者向け 就職相談イベントにて福祉用具の展示・体験を実施。	・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 ・医師	【効果】 ①展示について来場所アンケートから8割以上の方が満足している。 ②小中学校での車いすでの体験では、実際に利用したことが無い生徒が多い中、車いすの操作についての難しさや、介助される側の立場での適切な介助の重要性について理解されている。 ③介護職の大変さについて適切な福祉用具の活用で、スムーズに介助することが出来る事についての反応があり、未経験の方の介護事業所への見学から採用につながるケースも確認出来ている。 【課題】 ①フォーラムでのプログラムの関係上、講演中などは展示に来場する方が少なく、時間的な制約からゆっくりに見られなかったとの意見もいただいている。今後はプログラムの検討や、展示以外での福祉用具の説明などを検討していきたい。 ②現状学校からは車いす体験と高齢者疑似体験の依頼のみとなっているが、今後の福祉用具についても学校側へ情報提供し必要に応じて、福祉用具の授業なども考えていきたい。	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
8	一般市	イベントに来場した 一般市民	認知症の普及啓発月間でのイベントで、福祉用具コーナーを設け、福祉用具の展示や電動車いすや移乗介助ロボットを使用してもらった。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 ・保健師 	<p>③介護・福祉業界以外の異業種の就職相談も行っているため、福祉用具や介護・福祉に興味のある方の体験・見学とつながりがちだが、今後は体験・展示に足を運んでいただけるような仕組みづくりを考えていきたい。</p> <p>【効果】 現時点での利用は必要ない方へも見てもらおうことで、福祉用具への理解と関心を持ってもらうことができたと。また、将来に対するの早めの備えや情報提供の機会になった。</p> <p>【課題】 他のイベントも開催しているため、関心の低い人へは伝えることが難しく、どうしても立ち止まってくれる人に偏りが出してしまう。広く全体への普及の難しさがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
9	一般市	市民全般	<p>地域包括支援センターフェア (内容)ステージイベント 1「交通安全講話」 2「親を介護するときの制度とお金の話」 講座 1子ども向け認知症講座 2手品 3AED体験 体験コーナー 1木工体験 2eスポーツ体験 3高齢者体験 4ニュースポーツ体験 5入棺体験(棺桶にはいる) 展示コーナー 1地域包括支援センターのとりくみ 2福祉用具の展示 相談コーナー 1高齢者の介護・健康・福祉医療・生活にかかるとの相談 その他 1ベジチェック(野菜) 2健康アプリの紹介 3脳体力測定</p>	<p>・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 ・その他(各ボランティア団体、民間企業)</p>	<p>【効果】 フェア参加者(134人)市民へ広く啓発できた。 【課題】 フェア(イベントの)開催が大変もっと若い世代の方への啓発が必要⇒親世代が介護が必要となったときの知識として</p>	<p>・公費</p>

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
10	一般市	①全市民 ②在宅で高齢者等を介護している家族	①医療・介護市民公開講座での講演・実演、福祉用具の展示 ②家族介護者のついででの食事の自助具の紹介	・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員	【効果】 福祉用具の紹介や実演、展示を行うことにより、必要時のイメージを持ってもらうことができた。 【課題】 一般向けの講義、実演では、一般的な説明となっているため、個別への対応が難しい。	・なし
11	一般市	介護に不安を感じている方、介護事業に興味のある方	認知症月間に合わせて福祉用具の展示、相談ブースの設置を行っている。 福祉用具事業者から実際に話を聞き、福祉用具の理解を深める。	・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員	【効果】 介護不安の軽減や福祉用具の理解につながっている。	・なし
12	一般市	高齢者を含む一般市民	最新の介護機器の展示と使い方を講座を開催し、福祉用具の体験をしていただくこともできるもの	・福祉用具専門相談員	【効果】 ・地域住民に介護・福祉用具の正しい使い方を知ってもらえる。 ・どのような福祉用具があるのか、実物を見て理解してもらえる。 ・市役所内にスペースを設けたため、多くの方に興味を持ってもらえる。 【課題】 限られたスペースのため、展示できるものが限られる。	・その他

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
13	一般市	福祉関連のイベントに対する来場者	地域包括支援センター職員が主導し、市主催の認知症啓発イベントや家族介護者教室の中で、福祉用具の使い方等を来場者に周知啓発している。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 実際に福祉用具の使い方を専門家から説明でき、介護が必要な方に必要な情報を届けられる。</p> <p>【課題】 福祉用具関連事業所のご厚意で協力いただいておりますが、継続性に疑問がある。一般市民よりも介護事業所関係者の参加が多く、市民への啓発効果に疑問が残る。</p>	・なし
14	一般市	市民	「介護の日」のイベントとして、市民まつりや大型商業施設などにブースを出店し、そこで福祉用具の展示を行い市民へ周知を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 ・その他（介護サービス事業者） 	<p>【効果】 高齢者に限らず、幅広い世代方に見ていただく機会となり、多くの方々に福祉用具を知っていただくとともに制度の理解を深めることができた。</p> <p>【課題】 市民まつりや大型商業施設などで実施しているが、より多くの方が出店ブースへ立ち寄り寄ってもらえるようにすること。</p>	・なし
15	一般市	市民	認知症フォーラムや介護予防にかかるとサミット等での福祉用具展示ブース設置、介護家族の会での啓発等今年度、介護家族の会において、福祉用具専門相談員の講話を予定している。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 ・その他（福祉用具業者） 	<p>【効果】 参加された市民に向け、福祉用具の用途や活用効果等を伝えることができた。</p> <p>【課題】 イベント等での一時的な啓発であり、参加されない方への啓発はできていない。</p>	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
16	一般市	一般市民	認知症フォーラムにおいて、介護支援専門員協会出店ブースにて福祉用具の展示	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 一般市民の福祉について考えるきっかけとなり、身体機能低下した 場合の選択肢があることを啓発でき た。 下肢筋力低下により社会参加の機 会が減少することがあるが、こう いった福祉用具の選択肢を知って いることで、フレイル予防の取組に もつながっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
17	一般市	市内に在住するすべての市民を対象としており、特に健康づくりに関心のある方、高齢者、子育て世代、障害者など多様なニーズを持つ方々が参加しやすい配慮されている。家族連れでの参加も歓迎しており、地域全体で健康と福祉について考える機会となっている。	「健康福祉まつり」で福祉用具事業所が福祉用具を展示している。「健康福祉まつり」の取組の内容は次のとおり。 「健康福祉まつり」では、健康チェックコーナーや医療・福祉に関する相談ブース、体験型の健康づくりプログラムなど、多彩なイベントが実施される。 具体的には、血圧測定や骨密度測定、栄養相談、介護予防教室などが行われ、市民が気軽に参加できる内容となっている。また、地域の医療機関や福祉団体、ボランティア団体が連携して出展し、最新の健康情報や福祉サービスを紹介している。 子育て支援や高齢者支援に関する講演会やワークショップも開催され、幅広い世代が参加できよう工夫されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・医師 ・看護師 ・保健師 ・その他(栄養士・歯科医師・薬剤師・民生委員など) 	<p>【効果】</p> <p>「健康福祉まつり」を通じて、市民の健康意識が高まり、日常生活での健康管理や予防行動が促進されている。</p> <p>参加者からは、自身の健康状態を知る良い機会となったとの声が多く寄せられている。また、地域の医療・福祉資源への理解が深まり必要なサービスへのアクセスが向上している。</p> <p>さらに、地域住民同士の交流が活発になり、孤立防止や地域コミュニティの強化にも寄与している。</p> <p>【課題】</p> <p>参加者層の偏りや情報発信の不足による認知度向上が課題となっている。特に若年層や働き盛り世代へのアプローチが十分とは言えず、多様な世代が均等に参加できる環境整備が求められている。また、財源確保やボランティア人材の継続的な確保も課題であり、今後はより効果的な広報活動や地域連携強化によってこれらの課題解決の取組が必要。</p> <p>【効果】</p> <p>イベントの集客に合わせて実際に福祉用具を体験し、その場で相談ができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費 ・その他(地域の医療機関・福祉団体からの協賛金)
18	一般市	市民	福祉用具事業者に出席していただき、歩行器、電動車いす、ポータブルトイレの展示・試乗を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具専門相談員 		<ul style="list-style-type: none"> ・なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
19	町村	一般住民(特に対象は限定していない)	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、在宅医療・介護連携推進事業を近隣市町と共同実施。その事業の一つである地域住民への普及啓発として、「介護の日」に合わせイベントを実施。シネマエデュケーションの他、地域の介護保険事業所の紹介、自治体の介護関連事業の紹介や相談会に合わせ、福祉機器等の展示を実施し、実際に体験が行える企画を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 実際に福祉機器を見たり触れたりすることで、介護を経験したことのない人にも、介護の重要性や支援に必要性が身近に感じられるようになり、介護への関心が高まる。また、介護を行う家族等が、新しい福祉機器を知ることで、介護負担の軽減や高齢者の自立支援の方法を学ぶことができ、介護者の身体的・精神的な負担軽減につながると考える。</p> <p>【課題】 体験できるのは来場者だけであるため、多くの人が体験できるようにイベントの啓発は必要と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費
20	町村	認知症啓発講演会の参加者	認知症啓発講演会の開催時に、福祉用具貸与事業所による福祉用具の展示ブースを設置。ベッド、車いす、電動車いす、歩行器、杖を展示し、福祉用具専門相談員による福祉用具の説明及び周知を行っている。また、住宅改修の周知も行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 地域住民が実際に福祉用具に触れ、使い方や必要性を知る機会になっている。</p> <p>参加者が使用中の杖の先のゴムの減り具合等の杖の状態や杖の使い方についてもアドバイスできる機会になっている。</p> <p>同事業所において住宅改修も行うため、住宅改修の周知を図る場にもなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
21	町村	地域住民(介護をされ れている方、興味のある方など)	社会福祉協議会で実施している、「介護者のつどい」として開催。福祉用具事業所の協力をいただき、ベッドや歩行器などの福祉用具を実際に使用し、体験する機会をもった。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 ・その他(社会福祉協議会) 	<p>【効果】 日々、新たな福祉用具は出てきており、新たな情報を収集できることは介護負担の軽減につながり、在宅生活の継続につながると感じている。実際に参加した方々からは、こんなに便利なものがあるんだという気持ちや、過去に介護をされていた方々からはこんな用具があるのであればもっと早く知りたかった、今後介護をする場合は活用したいなどの声が聞かれていた。</p> <p>【課題】 介護者のつどいの中で実施しているため、継続的に行っていくことができるかは疑問。また、住民対象とはしているが、どうしても特定の方のみの参加となっており、広く啓発することが難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
22	町村	町及び周辺自治体の住民またその関係者	地域の福祉や介護に関する団体や事業者が出展し、地域住民等の来場者へ広くアピールを行っている。その中に福祉用具貸与・販売事業者も出展しており、福祉用具や住宅改修に関する普及啓発活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 最新の福祉用具などを展示することでの福祉用具の紹介や実際に体験していただくことによる地域住民等への周知効果。また、その場で福祉用具専門相談員が相談対応も行っており、福祉用具や住宅改修への理解促進に寄与している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他(社会福祉協議会)

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
23	町村	地域住民	地域のスーパードライバーの一室を借りて、電動ベッドや車いす、移動用リフトなどの展示会を実施、参加者には福祉用具専門相談員や理学療法士・作業療法士の方に使用方法などの説明を受けながら実際に使用してもらう。また、電動車いすを実際にスーパードライバーの店内で試乗してもらおうイベントも実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 実際に福祉用具を体験する事で今まで福祉用具に関心がなかった方に関心を持って頂ける良い機会になった。</p> <p>【課題】 周知方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> なし
24	町村	一般町民、介護関係者、利用者・家族	介護の日のイベントにおいて展示ブースを設け、最新の介護福祉用具の展示、体験を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 福祉用具専門相談員 保健師 	<p>【効果】 子ども連れの家族等、最新福祉用具に興味をもって体験しに来てくれた。</p> <p>【課題】 展示ブースに足を止める方を増やすため積極的に呼び込みを行うなど、PR方法等に工夫が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公費 その他(町内社会福祉法人)
25	町村	特になし(子から高齢者まで誰でも参加できる)	地域で安心して暮らすための、医療・介護・福祉に関する普及・啓発を行うべく、毎年、住民フォーラムを開催。その際に、福祉用具に関する展示・体験ブースを設けている。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員 医師 看護師 保健師 	<p>【効果】 子から高齢者まで多数の参加があり、地域で安心して暮らすための、医療・介護・福祉に関する普及・啓発活動ができた。</p> <p>【課題】 参加者を増やす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
26	町村	住民(高齢者や家族等)	社会福祉協議会が開催しているイベントである福祉祭において、介護支援事業所、福祉用具事業所と共同で相談ブースを設けて展示や相談を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>来場者に見てもらったり体験してもらったことで、住民の声やニーズを聞くことが出来る。今後、利用することも考えられる層に対して、周知できる。</p>	・なし
27	町村	一般、町民	町民対象の講座にて福祉用具を紹介 令和6年度:車いす体験(紹介、操作、使用体験等)、歩行関連、認知症関連用品の展示 令和7年度:入浴関連用品の紹介(用品の展示、使用場面・方法の紹介等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 ・その他(介護福祉施設職員) 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具については介護に関わる機会がないと知らない場合が多いが、事前に知識を得る機会になっている ・現物に触れて、操作性、使い方を質問、体験する機会 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が集まる機会での周知、取り組みを行っているため体験、現物紹介は持ち運びできる物に限られる。(福祉用具のみの取組で人を集めることは難しい) ・福祉用具専門相談員、リハビリテーション専門職の時間確保が難しく、専門職による取組実施は困難 	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
28	町村	イベント参加者	福祉用具の展示し、試してもらいながら保健師や福祉用具専門相談員による相談を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 ・保健師 	<p>【効果】福祉用具を実際に試していただくことで、今後の参考になったという反応は得られているが、取り組みによる詳細な効果は把握できていない。</p> <p>【課題】今後福祉用具が必要となる方やその家族への周知が主になっており、すでに福祉用具や住宅改修の必要性が高い状況にある高齢者へ直接説明できる機会が少ない。</p>	・なし
29	町村	町民	「介護フェス」と称し、町内の介護事業所が集まり、町民の介護に関する関心を高める。その中に福祉用具の事業所が1箇所あり、福祉用具の展示、体験、相談を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】福祉用具の展示、体験、相談に計120名の来場者があった。また未就学児から高齢者まで幅広い世代が体験会を楽しんでいた。</p>	・なし
30	町村	来場者全員(周知方法として町広報・HP・SNS等を使用のため大半は町民と思われるが入場の際し、制限しない)	認知症体験(VR機器によるレジャー小体型認知症の体験)、20社以上の福祉機器取扱業者を参集し、展示体験(杖・車いす・ベッド・移乗機器・セニアカー等々)の実施。認知機能測定訓練機器体験、専門員による相談会、講演などを実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 ・その他(福祉用具機器事業者) 	<p>【効果】来場者110名。事業者からは利用者からの生の声を聴けたことを非常に有意義であると伺っている。利用者にはもちろん介護従事者の来場もあり、用具に関する普及啓発に一定の効果が見込まれたと思われる。</p> <p>【課題】平日日中実施のため、来場者が伸び悩み。今後実施するのであれば土日等の開催を検討すべき。周知・準備期間が短かった(検討を5月に開始。10月に開催した)ため準備不足は否めない。</p>	・なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
31	町村	地域住民等	町立の特養ホームのイベント時に福祉用具取扱事業者による展示説明会を開催。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 ・その他(指定管理受託者の関係職員) 	<p>【効果】 福祉用具のメリット・デメリットや事業者と直接相談できたことで、介護や福祉用具への理解が深められたと思う。</p> <p>【課題】 イベントは小規模なもので地域住民とのふれあいが目的であったため、展示説明会のPR自体が弱かった。</p>	・なし
32	町村	町内高齢者、健康サポーター(ボランティア)、食生活改善推進員	介護予防フェスタにて福祉用具事業者による体験ブースを設置。杖や歩行器等の正しい使い方や、最新のデザインの杖を紹介。セニアカーにも乗車してもらいました。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 実際、福祉用具の種類や最新デザインの杖やセニアカーを参加者は興味深く見ており、福祉用具事業者から説明を受けていた。購入につながったケースはなかったものの、周知にはなったと思われる。</p> <p>【課題】 福祉用具を正しく使うことで、(変形性膝関節症等)身体機能低下が見られる方の負担軽減につながるため、そのあたりの啓発をわかりやすく伝えるポスター等も用意できると、本人の自立に繋がるため良かったかと考えます。</p>	・なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
33	町村	地域住民	「介護フェスタ」を年1回、広域連合介護保険課が事務局となり「介護フェスタ実行委員会」が主催となつて開催。 最新の福祉用具の展示・体操等の体験・介護の悩み相談・喫茶や縁日、抽選会等のお楽しみを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・看護師 ・保健師 ・その他 	<p>【効果】 参加した介護事業所職員同士や地域住民との交流が進み、幅広い年齢層の参加があり、地域ぐるみで介護を理解・発信する関係性の構築が進展した。</p> <p>【課題】 介護人材の確保に向けて、できるだけ若い方に参加していただきたいが、その年齢層はみながかったように思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費
34	町村	一般住民	公民館まつりにおいて、福祉用具を展示(介護用ベッド、歩行器、手すり、多点杖)。全日ではないが、福祉用具相談員を配置。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【課題】 より多くの住民に見てもらえるような工夫、相談できる体制が必要(展示場所、福祉用具相談員の配置時間など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

イ) 介護教室での講義等

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
1	一般市	相談会場に会場した人(市民)	地域に出向く相談会の中に、リハビリテーション専門職による相談、福祉用具の展示と試用を行った。また、歩行解析トルトを用いて歩行の状況を評価分析し、助言を行う活動を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・医師 ・保健師 	<p>【効果】 福祉用具を周知する機会となった。相談会を機に介護保険を申請し、福祉用具の利用につながった人もいた。</p> <p>【課題】 必要な人に来場してもらうための周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
2	一般市	市民や専門職	市民全体へのセミナーや中学校区範囲でのセミナーを開催し、福祉用具販売店やリハビリテーション専門職と連携して福祉用具等の紹介をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 多くの市民や専門職に好評を得ている。適切な福祉用具の選択につながっている。</p> <p>【課題】 多くの市民にセミナー等の開催を知ってもらうための周知方法が課題。</p>	・公費
3	一般市	市民	福祉用具の解説講座では、福祉用具専門相談員と作業療法士を講師に招き、各種福祉用具の特徴や選び方、正しい使用方法について説明するとともに、デモンストラーションを交えて分かりやすく紹介した。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 参加者が徐々に増え、地域住民の介護への理解や交流の促進につながっている。</p> <p>あわせて、地域包括支援センターの存在や役割の周知も進み、相談会を通じて暮らしの不安や困りごとを把握し、市民とのつながりを広げることができている。</p> <p>【課題】 発信する情報の収集作業や講師探しに苦労している。</p>	・なし
4	一般市	一般住民(介護を受けている方や介護者を含む)	介護教室の開催。 令和6年度は計5回のうち1回、令和7年度は計4回のうち1回を福祉用具をテーマに開催した。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 情報提供の場として効果あり。開催後には「具体的な介護方法を知りたい」という意見も聞かれた。</p> <p>【課題】 参加者が令和6年度7名と少なく、開催方法や周知方法等の検討が必要。</p>	・なし

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
5	一般市	地域住民や介護者	<p>介護教室として実施。紙パンツ等説明。福祉用具展示・体験会等をごれまでに実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙パンツ、パット、おむつの説明、使用方法、選び方などの説明を実施。 福祉用具事業所、靴メーカーと歩行分析を行い、靴の選び方などを学ぶ。 福祉用具展示では、重度、中度、軽度の状態像のイメージでブースを設置し貸与対応品や購入対象商品を展示。介護食や入浴補助具、紙パンツなど介護用品についても紹介コーナーを設け福祉用具業者等から説明を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具専門相談員 その他(在宅介護支援センター職員) 	<p>【効果】説明を聞きながら、実際に触ってみる、使ってみることができ、参考になったという声が多かった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公費
6	町村	町内在住の方	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修の内容を講義。 電動ベッド、エアーマット、車椅子、歩行器、ポータブルトイレ、手すり各種等を実際に体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】福祉用具を体験することにより使用感がわかり、福祉用具の知識と理解が得られることを期待できる。</p> <p>【課題】実際の介護者は参加しにくい場合があると感じられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公費
7	町村	高齢者を介護・支援している町在住の方	<p>家族介護教室内で、福祉用具と住宅改修について学ぶ講座を開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 福祉用具専門相談員 	<p>【効果】参加人数は年々増加しており、その結果、広報活動が効果的に普及してきていると考えられる。</p> <p>【課題】介護者の高齢化と若年介護者への支援が重要と考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
8	町村	一般住民	介護教室をシリーズで開催しており、その内容の中に福祉用具の選定方法を組み込んでいる。	取組の関係者 ・自治体職員	【効果】 1. 福祉用具への理解促進 参加者全員が「参加してよかった」と回答しており、歩行補助具の種類や必要性について理解を深めることができた。実際に福祉用具に触れる体験を通して、その機能性や利便性を実感する機会となった。 2. 介護負担軽減への意識向上 「もっと早く知っていればよかった」などの意見が複数見られ、福祉用具の適切な活用が介護負担の軽減につながるという認識が広まった。 3. 地域住民との交流・情報共有 参加者同士の情報交換を行うことで相互支援が促進され、福祉に関する関心が高まり、今後の参加意欲向上にもつながった。	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
				.	<p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 参加人数の拡大 参加人数が今回は8名より多くの住民、家族介護者に参加してもらえよう検討する必要がある。 2. 内容の継続的な更新 福祉用具は日々進化しているため、定期的に最新情報を取り入れた内容の更新を行い、継続的な学びの場として充実を図りたい。 3. 実践的支援の展開 教室を通じて関心をもっても、実際の利用や導入には至らないケースも考えられる。講座後の相談窓口案内や、実際の福祉用具貸与・購入の支援方法の周知など、実践につながるフォロー体制の強化が必要。 	

ウ) 主に専門職を対象とした展示・研修等

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
1	特別区	どなたでも	年1回福祉用具関連の有識者や区内の関連団体などによる福祉用具選定委員会を設け、新たに展示する福祉用具を選定し展示している。 展示数:約350点 展示場運営:日曜、祭日以外の9時～17時で展示しており、相談にも応じている。 福祉用具研修:福祉用具の効果的な活用にに向けた多職種対象の研修を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・その他(民生児童委員) 	<p>【効果】 福祉用具の普及や相談の充実としては一定の成果・効果があった。</p> <p>【課題】 運営展示場のスペースや事務量多</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費
2	一般市	介護支援専門員、ホームヘルパー、福祉施設職員、福祉団体職員、理学療法士、作業療法士、一般等	(1)福祉機器、介護予防機器の展示車いす、電動ベッド、マットレス、入浴用品、排泄関連用品、家庭や施設で介護を支援する福祉用具、介護予防機器等の展示 (2)講座及び研修会 (3)相談コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 最新の福祉用具や、在宅で介護を支援する福祉用具を広く展示し、試してみようということで、介護支援専門員は今後のケアプラン作成につなげることができている。各講座を通して、利用者に適した用具の選び方や使い方、また住宅改修の基礎知識を学ぶこともできる。一般市民や学生などは、福祉機器に触れることで、福祉に対する関心を高めることができている。</p> <p>【課題】 平日開催により、集客が見込めない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	効果・課題	財源
3	町村	介護サービス事業者・障がい支援施設職員・医療機関等	介護ロボット・ICT 機器を実際に体験してもらい、今後の活用方法を考察し、働きやすい職場環境を構築していく。また、日常のケアや環境改善などを考える機会になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・医師 ・看護師 ・保健師 	<p>【効果】 介護ロボット・ICT 機器の導入までなじむまでは時間がかかるが、前向きに検討してくれるようになり、導入した事業所もあった。</p> <p>【課題】 事業所以外にも一般の方向けに実施していきたいと感じた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

③介護保険の福祉用具貸与・販売や住宅改修の対象とはなっていない高齢者に対する福祉用具の貸与・購入や住宅改修にかかる費用の給付

ア) 住宅改修に係る費用の給付

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	中核市	次のいずれかに該当する者が属する世帯で所得税が非課税である者とする。 ・65歳以上の者(助成の申請時点では65歳未満であるが、当該申請の年度内に65歳に達する者を含む。)であって、身体機能の低下等の理由により日常生活を営むのに支障があるため住宅の改修が必要と認められる者 ・障害の程度が1級または2級である身体障害者手帳の交付を受けており、下肢もしくは体幹の機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能の障害に限る。)、視覚障害、上肢機能障害、	身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい者がいる世帯に対し、住宅を高齢者等の居住に適するように改修するための費用の一部を助成することで、高齢者等の自立助長および家族等介護者の負担軽減を図る。	・福祉用具専門相談員	【効果】 事業の実施により、高齢者等の自立助長および家族等介護者の負担軽減が図られている。 【課題】 介護保険制度の住宅改修と対象工事の大部分が重複しており、そちらが優先利用であるため申請件数が増加していること、現在の住宅はバリアフリー化が進み、建築時から高齢者等が住みやすい環境が整備されており、改修工事が不要な住宅も増加していることから、今後は他都市の状況等も考慮しつつ、事業のあり方を検討していく必要がある。	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		<p>内部機能障害のい ずれかに該当する者 であって市長が別に 定める判定基準によ り日常生活を営むの に支障があるため住 宅の改造が必要と 認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の 交付を受けていない 65歳未満の者で、 居室において移動す る場合に常時車い すおよび歩行補助 用具(歩行器, 歩行 車, 杖)を使用してい る者であって, 市長 が別に定める判定 基準により日常生活 を営むのに支障があ るため住宅の改造 が必要と認められ る者 ・借家等に居住する 世帯の場合は, 住宅 の所有者または管理 者から住宅の改造 についての承諾が得 られる者 				
2	一般市	<ul style="list-style-type: none"> ・満65歳以上の方 ・市内に住民票があ り、在宅で生活して 	介護保険の要介護等認定において 非該当となった者のうち、転倒等の リスクが高いと認められる者に対	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援セン ター職員 	<p>【課題】 ニーズ分析により令和6年度から新 設し、市民や事業所へ本事業の周</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		<p>いる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護等認定で「非該当」となった方 ・「生活に関するアンケート(基本チェックリスト)」の運動機能を評価する5項目の質問のうち3項目以上該当する方 ・市税(国民健康保険税を含む。)及び介護保険料を滞納していない方 ・申請しようとする改修工事について、介護保険の住宅改修費その他市からの給付、補助等を受けていない方 	<p>し、申請に基づき住宅改修費の一部(対象工事に係る経費の3分の2の額・上限10万円)を助成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 	<p>知や対象者へ案内を送付しており、今後も事業を継続しながら必要に応じて見直しを行う予定。</p>	
3	一般市	<p>市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で要介護認定等を受けておらず、住宅改修を行う際に要介護認定等を受けない者。</p> <p>介護保険料及び市税を滞納していない者。基本チェックリストで運動機能について3項目以上が該当</p>	<p>市在宅高齢者転倒予防住宅改修費助成事業</p> <p>日常生活上の動線における手すりの取付け。</p> <p>玄関、勝手口等、住宅の出入りにおける段差を解消するための踏台又は階段の設置。</p> <p>居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するためのスロープの設置。</p> <p>助成金額は5万円又は対象経費に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>市在宅高齢者転倒予防住宅改修を行った年度中に要介護認定等になる方は10%未満。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
4	町村	<p>村内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活の質を確保するために住宅改修が必要と認められる者。</p>	<p>10分の9を乗じて得た額のいずれか低い方の額。</p> <p>(1) 手すり設置(2) 段差解消(3) その他介護予防のために必要だと思われる簡易な改修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>手すり設置や段差解消により、転倒予防が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費 ・利用者負担

イ) 福祉用具の貸与・購入に係る費用の給付

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	一般市	介護予防・日常生活支援総合事業対象者	<p>地域包括支援センターを通じて利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を行う。貸与・販売については、市に事前申請が必要にて承認を経て利用することができる。</p> <p>なお、貸与事業に関しては、「事前審査済み決定通知日の属する月から11月後まで」を貸与の助成期間としているが、期間中に購入(納品・支払)が完了した場合のみ市購入事業が利用できるため、申請手続きに必要な期間等も含めて余裕をもって申請事務の着手をお願いしている。助成の対象となる福祉用具は、手すり、スロープ、歩行補助杖その他市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>必要に応じて、福祉用具を適切に利用することで、日常生活動作の支援や身体機能の維持・改善に寄与し、介護負担の軽減にもつながり、また、経済的負担の軽減により、必要な福祉用具を安心して利用できる環境が整うことで、利用者の安心感や満足度が向上する。</p> <p>これにより、住み慣れた地域での自立した生活の継続が促進される。</p> <p>【課題】</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対する福祉用具の貸与・購入費用の給付事業には、まず、利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
			長が特に必要と認められた物であって、県が指定する事業者から貸与を受けたものとする。 ただし、手すり、スロープの設置については、工事を伴わないものに限る。		用者一人ひとりのニーズに合った福祉用具の選定が難しく、適切な用具が提供されない場合、効果が十分に発揮されないことが考えられる。 また、事業の周知不足や申請手続きの複雑さにより、利用を希望する対象者に情報が届かない、あるいは利用が進まない課題もあることが考えられる。	
2	一般市	65歳以上の住民票が当市にあり、非課税で独居か高齢者世帯の人	シルバーカーの購入に対する補助。 65歳以上の住民票が当市にあり、非課税で独居か高齢者世帯の人購入額の半額を補助する。上限12,000円まで。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 対象者は限られているが、購入した方は、自立した外出の機会が持てている。</p> <p>【課題】 周知の方法が課題。歩行器まで広げると介護保険の貸与品と重なるため、検討が必要。</p>	・公費
3	一般市	原則65歳以上で、介護保険のサービスを受けられない方（介護認定未申請または申請中の方）、または疾病等により、一時的に、身体機能が低下している方	<ul style="list-style-type: none"> ・(貸与品目)介護用ベッド、移動用バー、車いす、歩行支援用具等 ・(給付品目)入浴補助用具、電磁調理器 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 令和6年度実績：貸与304件、購入9件</p> <p>【課題】 利用者のニーズにあった貸与・購入品の選定のため、定期的に地域包括支援センター、居宅事業所等からの声を収集する必要がある。</p>	・公費
4	町村	給付対象者は、本村に住所を有し、かつ、本村に居住する者であって、次の各号の全てに該当する者とする。	高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を継続するため、移乗支援用具(手すり)給付を行うことにより、高齢者の介護予防及び自立支援の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】 13件中10件が本事業の手すり給付を行ったことにより、介護サービスが不要となり、ケアプラン作成や介護認定更新手続き等が不要となった。結果として介護支援専門員の業</p>	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		<p>(1) 65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号。以下「基本チェックリスト」という。)のうち、手すりの給付が必要と認められる者</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項に規定する要介護認定を受けていない者</p> <p>(3) 現在居住する家屋において、同一の手すり給付を受けたことがない者</p> <p>(4) 介護保険の給付制限に該当していない者</p> <p>(5) 要支援認定者においては、福祉用具貸与(離床補助手すり、トイレ用手すり)若しくは介護保険における住宅改</p>			<p>取組の効果が、業務効率化に繋がった。</p> <p>【課題】 給付型の事業の為、置き型ではないポータル型は定期的な確認等が必要との考えから、給付対象としない。しかし、ポータル型しか設置できないケースもあり、メンテナンスの問題が解決できれば更なる業務効率化に繋がる可能性を踏まえ、今後の方針を検討している。</p>	

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
5	町村	<p>修、又はその両方のみが必要とされ、その他介護保険サービスの利用していない者</p> <p>町に居住し住所がある65歳以上、助成は1種目について1人1回限り、助成には上限額あり。福祉用具3品目は要支援、要介護認定者を除く。</p>	<p>腰掛便座(ポータブルトイレ)、歩行補助つえ、手押車(シルバーカー)の購入費用の一部を助成。(上限あり)福祉用具のほか、自動消火器、火災警報器等も対象。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>福祉用具の購入で生活機能が向上し、自立した生活につながっている。福祉用具購入について相談があった場合には、地域包括支援センター職員が相談にのったり、必要な場合は福祉用具販売事業所(福祉用具専門相談員)を紹介し、本人に合った適切な用具購入につながっていることもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費

ウ) 福祉用具の貸与・購入および住宅改修に係る費用の給付

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	特別区	<p>【住宅改修にかかる費用の給付】</p> <p>住民票がある自宅の改修を希望される65歳以上の高齢者で、基本チェックリストによるフレイル状態が判断された方及び認定申請後非該当と判断されて1年以内の方</p>	<p>【住宅改修にかかる費用の給付】</p> <p>〈住宅改修の助成内容〉</p> <p>介護予防住宅改修:介護保険住宅改修と同様、手すりの取り付けや段差解消などの工事種目に対して、10万円を限度に助成。(対象:基本チェックリストを用いてフレイル状態が判断された方、認定申請後非該当と判断されて1年以内の方)</p> <p>浴槽の取替え:深い浴槽を浅型浴槽などに取り換える場合に、20万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】</p> <p>【住宅改修にかかる費用の給付】</p> <p>取組の効果は、住宅改修理由書に記載した目的が達成されたかどうかで判断しており、令和6年度実施した改修では、目的達成率は100%で取組の効果はあった。</p> <p>【シルバーカー購入に係る費用の助成】</p> <p>給付を受けて、シルバーカーを利用することにより、積極的に外出機会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費 ・利用者負担

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		<p>【シルバーカー購入に係る費用の助成】 65歳以上で下肢が不自由で当該用具を必要と認める者。介助者無しで直進・方向転換、ブレーキ等の操作ができ、安全に使用できる者とする。ただし、要介護2・3・4・5の認定を受けている者は対象外とする。</p>	<p>円を限度に助成。(対象:基本チェックリストを用いてフレイル状態が判断された方) ※いずれも世帯の課税状況により限度額内で0～3割の自己負担(支援の流れ) 助成にあたっては、まずは担当の地域包括支援センター職員に相談する流れとしている。地域包括支援センター職員は居宅を訪問し、基本チェックリストによるフレイル状態の判断と住宅改修の計画の作成する。住宅改修計画の作成に当たっては、必要に応じて区職員の理学療法士や作業療法士、福祉用具専門相談員が関り、利用者の身体機能や生活環境に応じた適切な改修が行われるよう助言・支援を実施する。助成は、図面、見積書、写真、住宅改修理由書など区に提出してもらい決定後、工事着工の流れ。 【シルバーカー購入に係る費用の助成】 シルバーカーの給付(1人1回のみ)</p>	<p>・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員</p>	<p>が増え自立した日常生活の一助となる。 【課題】 【住宅改修にかかる費用の給付】 相談に応じる地域包括支援センターの住宅改修支援技術の継承や、地域包括支援センター職員の負担軽減は課題である。住宅改修支援技術に対しては、年1回「高齢者住宅改修関連事業者研修」を実施している。 【シルバーカー購入に係る費用の助成】 特になし</p>	<p>・公費 ・利用者負担</p>
2	特別区	<p>1 65歳以上で、在宅で生活し、歩行または入浴に支障のある方(介護保険の認定を受けている方は要支援1～2までの方が対象) 2 (1)70歳以上</p>	<p>1 高齢者自立支援用具給付事業 下記の自立支援用具を原則1割の本人負担で給付する。 (但し、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は無料) (1)シルバーカー ※給付限度:3年間に1台まで(要介護認定者は対象外)</p>	<p>【効果】 1 高齢者自立支援用具給付事業 歩行または入浴に支障のある方に対し、自立支援用具を給付することにより、転倒などの防止、日常生活の支援に役立っている。それに伴い、介護保険利用の軽減にも繋がっている。</p>	<p>・公費 ・利用者負担</p>	

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		<p>で、これまでに法に基づく要介護認定を受けていない方</p> <p>(2)65歳以上で、要介護の認定の結果が非該当(自立)で、認定結果から申請書提出まで6ヶ月以内の方。</p> <p>※共通事項:区内に住所を有する方。入院中の方は対象外。</p>	<p>(2)手すり(工事不要) ※給付限度:1人1台まで(要介護認定者は対象外)</p> <p>(3)シャワーベンチ</p> <p>※給付限度:5年間に1台まで(要介護認定者、要支援認定者は対象外)</p> <p>(4)浴室内すべり止めマット</p> <p>※給付限度:3年間に1枚まで(要介護認定者は対象外)</p> <p>2 高齢者住宅改修給付事業</p> <p>支給限度基準額の範囲で住宅改修に要した費用の7～9割を給付する。(生活保護受給者は基準額範囲内の場合本人負担なし)</p> <p>(1)転倒防止給付(手すりの取付け) ※基準額:6万円</p> <p>(2)住宅改修予防給付(手すりの取付け、段差解消、床材の変更、扉の替え、便器の洋式化、前記付帯工事) ※基準額:20万円</p>		<p>2 高齢者住宅改修給付事業</p> <p>要介護認定を受けていない高齢者の在宅生活の自立を支援することにより、利便性の向上に繋がっている。</p> <p>【課題】</p> <p>1 高齢者自立支援用具給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付する自立支援用具の種類等の見直し。 ・本事業の給付を必要とする方の申請に繋がるよう、事業周知を図る必要がある。 <p>2 高齢者住宅改修給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた自宅で生活が継続できよう、制度を有効活用していただく必要がある。 ・住宅改修予防給付については、認定結果が非該当(自立)となった方を対象としているため、施工前の訪問調査において給付の必要性を十分に判断しうえて給付を行う必要がある。 ・事前申請から工事完了までの期間を、できるだけ短縮できるよう、介護支援専門員・施工業者等に連絡・調整を行い、本人の身体的な負担の軽減や生活の安全につなげる必要がある。 	<p>・公費</p> <p>・利用者負担</p>
3	一般市	<p>市内に住所を有する65歳以上の高齢者で要介護認定において非該当(自立)と認定された方のうち、在宅での自立した生活を確保するために</p>	<p>市内に住所を有する65歳以上の高齢者で要介護認定において非該当(自立)と認定された方のうち、在宅での自立した生活を確保するために</p>	<p>・自治体職員</p> <p>・地域包括支援センター職員</p> <p>・福祉用具専門相談員</p>	<p>【効果】</p> <p>在宅での自立した生活を支援することにより介護予防に資する取組がある。</p>	<p>・公費</p> <p>・利用者負担</p>

No.	区分	対象者 認定された方	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
4	一般市	(1) 介護保険制度の要介護認定を受けていない高齢者がいる住民税非課税世帯で、かつ、高齢者の心身の状態により転倒の危険性等が認められた世帯 (2) その他特に市長が必要と認めた世帯	福祉用具・住宅改修が必要と認められる場合にその費用の一部を給付する。 住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、65歳以上の高齢者のいる世帯に住宅改修や福祉用具の購入費用を補助する制度です。(75,000円を支給限度額とし、かつ、費用の1割が自己負担となる。)補助金の交付対象とする住宅改修等の範囲は、高齢者が主として日常生活を送る住宅における次の掲げる改修等で、かつ、高齢者の自立が支援されるものでなければならぬ。 (1) 手すりの設置 (2) すり付け板、スロープ等の設置による段差の解消 (3) 介護保険法第44条第1項に基づき福祉用具の購入 (4) その他住宅改修に付帯して市長が認めたもの 2 住宅の新築又は増築工事については、この補助金の交付対象としない。	・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員	【課題】 介護保険外のサービスのため市民周知が図りづらい。財源に都道府県の補助事業を活用しているため、申請件数が増加した場合に対応が困難となる可能性がある。 【効果】 事業実施することで介護認定申請することなく、継続して在宅生活を行えている。専門職が訪問することで隠れていたニーズを把握し対応が行えている。 【課題】 非課税者のみ対象の事業であり課税世帯の方は申請を行う必要がある。	・公費 ・利用者負担
5	一般市	要介護認定で「非該当」と判定され、転倒の危険性が高い方。	要介護認定等の結果が「非該当」と判定された方のうち、転倒の危険性が高い方が福祉用具の購入や住宅改修を行う場合に、総費用額(上限	・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員	【効果】 高齢者が在宅生活を安全安心に送ることができている。 【課題】	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
6	特別区	①介護保険給付の対象とならない65歳以上の方で、日常生活の動作に何らかの困難があり、健康長寿チェックシートによる判定を受け、用具の給付が必要と認められる方等 ②要支援・要介護認定申請の結果非該当と判定された65歳以上の方のうち、健康長寿チェックシートによる判定を受け、改修が必要と認められる方 ③区内に住所を有し、現に居住している者であって、つぎに掲げる要件のいずれかに該当するもの。 (1)一時的な疾病・傷害により、居室において用具の利用を必要とすること。 (2)特別な事情により、用具の利用が必要	5万円)の7割を給付。 ①【対象用具】腰掛便座(上限額51,500円)・入浴補助用具(上限額90,000円)・歩行支援用具(手すり)(上限額47,000円)・スロープ(上限額50,500円)・シルバーカー(上限額19,000円)・安全つえ(1点つえ)(上限額5,000円)・電磁調理器(上限額15,000円)給付に要する費用の1割を自己負担とする。また、給付種目ごとの限度額および年間給付総額の限度額(10万円)を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。 ②【対象工事】手すり取付、段差の解消、洋式便器等への取替、滑り防止・円滑な移動のための床・通路面材の変更、引き戸等への扉の取替、その他付帯して必要な工事給付に要する費用の1割を自己負担とする。限度額(20万円)を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。 ※①②いずれも、生活保護受給者、中国残留邦人等支援法による被支援者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等は、限度額内は無料とする。 ③(最長6か月)に、居室で介護用具が必要な方に車いす・介護用ベッ	・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・保健師 ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 ・その他①②住宅改修施業者③受託事業者)	支給要件に該当するケースが少ないため、利用件数が少ない。 【効果】 事業実績(令和6年度) ①自立支援用具給付 ・腰掛便座7件 ・入浴補助用具59件 ・歩行支援用具(手すり)7件 ・スロープ0件 ・シルバーカー375件 ・安全つえ805件 ・電磁調理器53件 計1,306件 ②自立支援住宅改修(予防給付)計19件 ③介護保険サービスを利用していない高齢者が、一時的なケガや病気などで短期的に車いす等が必要になった場合、迅速に貸与することによって、高齢者の居室での利便性およびQOLの向上を図る。 【課題】 ①②自立支援用具給付について、物価上昇を踏まえた上限額の見直し課題となっている。 ③福祉事務所、社会福祉協議会等でも車いすの貸与事業を行っており、類似事業についての統合を検討	・公費 ・利用者負担

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		要と認められること。	<p>ドを貸し出す。ただし、要支援または要介護の認定を受けた方や介護保険施設等に入所している方は除く。介護用具の種類</p> <p>車いす： 貸与月額 1,200 円 利用者負担額 0 円、200 円、500 円</p> <p>介護用ベッド： 貸与月額 2,400 円 利用者負担額 0 円、500 円、1,500 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 		
7	一般市	<p>【福祉用具貸与】 市に居住する 60 歳以上 64 歳までの介護保険制度に基づく特定疾病以外の者で要支援相当以上と認められ、日常生活動作に支障がある者または緊急一時的に利用が必要な者であって、貸与等が必要と市長が認める者</p> <p>【住宅改善】 市内に居住し、次のいずれかに該当する者で、日常生活動作に困難があり注意を要する状態で、工事によって在宅生活の</p>	<p>【福祉用具貸与】 専門職による訪問調査を行い、申請する。品目は介護保険に準ずる。</p> <p>【住宅改善】 専門職による訪問調査を行い、工事内容を決定する。工事内容は便器洋式化、浴槽取替え、流し又は洗面台取替え、居室工事、玄関等工事。</p>	<p>・介護保険では利用できないが必要な方へのサービスネットとなっている。また、専門職が申請過程に関わるため適切な貸与・給付ができる体制となっている。</p> <p>【課題】 介護保険制度の利用が優先であり、併用利用は原則不可としているため、近年は実績がない。また、住宅改善の工事内容は事業開始や同時期であり、現在の住宅状況や介護保険サービスの提供状況と想定が異なるという指摘がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費 ・利用者負担 	

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
8	一般市	利便性の向上につながるかと認められる者①60歳以上で介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている者②60歳から64歳までの介護保険制度に基づく特定疾病以外の者で、要支援相当以上と認められる者	自立高齢者日常生活用具給付事業：シルバーカー、入浴補助用具、電磁調理器の現物を給付。 原則として購入価格の3割を利用者負担(生活保護の場合は0割)する。 利用申請後に、委託業者が申請者宅に現物を届ける。届けた際には、使用の説明等も行い、利用者負担金を徴収する。 高齢者住宅改築補助事業：高齢者が2年以上居住する家屋内等を改築する場合に補助金を交付。補助額は、工事経費の6分の5とし、30万円を上限とする。補助対象とする工事内容は、手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化等のための材料の変更、引き戸等への扉の取替え、廊下・便所等のス	・自治体職員 ・福祉用具専門相談員	【効果】 自立高齢者日常生活用具給付事業：自立高齢者へシルバーカーの支給を行うことで、買い物等の外出や地域活動への参加が継続でき、介護予防の一助となる。また、入浴補助用具の支給により、自宅での入浴における安全性が向上し、転倒等の事故防止の一助となる。認知機能が低下しているひとり暮らし高齢者へ電磁調理器の支給を行うことで、火災や事故防止に加え、在宅生活の継続と生きがい支援に繋がる。 高齢者住宅改築補助事業：住み慣れた自宅での生活が継続できる。同居する家族の介護負担の軽減ができ、自宅での転倒等の事故防止の一助となる。 【課題】 自立高齢者日常生活用具給付事	・公費 ・利用者負担

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		者のみの世帯に属する在宅の人(さらに生計中心者の市県民税の所得割が非課税)または、65歳以上で要介護2~5までの在宅の高齢者がいる世帯に属する人(さらに生計中心者の市県民税の所得割が16万円未満であること)が対象者となる。	ペースの拡張、便所・浴室と寝室等の距離の短縮とする。必ず工事前に申請をし、工事終了後、実績報告をしてから補助金が交付される。		業:物価高騰の為、シルバーカーなどの福祉用具の価格も年々値上がりしている。それに伴い、給付事業における利用者負担金も増えている。シルバーカー等は、海外で生産する部品もあり、商品の安定供給が出来ず、コロナ禍では一時期納品の遅延が相次いだ。取り決め上、同一種類の商品の場合、給付事業の利便を一人一回に制限しているため、以前購入した商品が故障した場合に買い替え時に制度の再利用が出来ない。 高年齢者住宅改修補助事業:令和3年度より市の単独事業になり、補助額や制度の対象者を変更したため、利用者が減少した。住宅改修に係る部品や材料費等の高騰や発注の遅延などの外的要因も関係し、補助金の申請者が減っている。	

工) その他(特定の課題・条件に該当する方への支援)

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	一般市	本市に居住および住民基本台帳に登録され、下記のいずれかに該当する方 ・40歳未満の末期がん患者で介護保	末期がん患者が在宅緩和ケア支援サービスを利用した場合に、その利用に要した費用の一部を助成する。 ●対象となるサービス ①訪問入浴(介護保険サービスと同様のサービス)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 福祉用具専門相談員 医師 	<p>【効果】</p> 制度の狭間で本来であれば全額自己負担となるところを一部助成する制度であり、療養している本人や、介護する家族の精神的・経済的負担の軽減の一助となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 公費 利用者負担

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
2	町村	険サービスを利用できない方 ・末期がんで介護保険認定申請後、認定調査前に死亡された方の家族	②福祉用具貸与車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト(吊り具の部分を除く)、自動排泄処理装置 ●助成額 上記サービス費用額の9割(生活保護受給者は10割)、ただし1か月あたりの対象サービス利用上限額は60,000円(市からの助成額は最大54,000円、生活保護受給者は60,000円) ①介護予防普及啓発 ヒアリングフレイルと認知症予防について正しい知識の普及啓発を行う(広報掲載、啓発用チラシ配布など)。 ②早期発見 早期に難聴を発見し、治療や補聴器利用等につなげることを目的に、聴こえの相談会を開催する。 ③早期対応 難聴高齢者補聴器購入費補助事業 ④フォローアップ 補聴器補助事業を使っている補聴器購入者を対象に、認定補聴器専門店での補聴器メンテナンス相談を通じて、聴こえや装用状況の確認・助言など継続的かつ効果的な補聴器利用につなげる。	・地域包括支援センター職員 ・福祉用具専門相談員	【課題】 対象となる人に必要な情報を伝えることができるよう、さらなる周知が必要。 【効果】 軽度又は中度の難聴がある高齢者を早期に発見し適切な補聴器利用を促すことで、「聴こえ」の状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進し介護予防や認知症予防を図る事が出来る。 【課題】 効果判定・分析が十分にできていない。	・公費

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
			⑤効果判定 補聴器購入前後でアンケートを実施し、使用状況や効果について評価を行う。課題を明らかにし、事業の見直しや強化へつなげる。			

④その他

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	政令指定都市	市民	本市が社会福祉法人〇〇市総合リハビリテーション事業団に委託して運営している「福祉用具プラザ」の職員(有資格)が、住宅の改良に関し、利用対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行う。また、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・看護師 	<p>【効果】令和6年度実績では、200件以上の相談を受け付けており、適切な福祉用具の利用の促進を図っている。</p> <p>【課題】人材確保が困難を極めるなか、福祉用具専門相談員を始めとする有資格者の雇用など、今後も安定的に人員体制が確保できるかが不透明である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費
2	一般市	限定なし	<p>●主な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉用具の展示 ②福祉用具の情報(パンフレットなど)収集・提供 ③展示福祉用具の維持・管理 ④福祉用具に関する相談支援 ⑤福祉用具に関する制度利用の相談支援 ⑥自助具作成ボランティアとの協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・福祉用具専門相談員 	<p>【効果】福祉用具の購入・貸与に関する補装具・日常生活用具制度の申請窓口がある市立総合保健福祉センターの施設内に設置することにより、相談から申請までの手続きなどが効率よく進められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費 ・その他
3	町村	一般住民、事業対象者等	窓口相談や教室等においてベッドの自費貸与や福祉用具(シャワーチェア)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 	<p>【効果】福祉用具の貸与または購入により</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担

No.	区分	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
			<p>アや杖)の購入について相談があった場合は、福祉用具事業者を紹介している。</p> <p>家族介護教室で福祉用具業者に福祉用具について紹介してもらう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・福祉用具専門相談員 ・看護師 ・保健師 	<p>介護サービスを利用せず自立して生活できる期間が延びている。</p>	

2.1.2 ヒアリング調査

(1) 調査の目的

アンケート調査結果を踏まえて、効果的な分析や広く活用可能な事例の抽出を行う観点から、補完が必要な情報や、取組内容の詳細等を確認するとともに、そのような取組が発生しやすい要因を模索するため、回答のあった自治体の一部に対してヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象の抽出条件および調査対象

アンケート調査の回答内容をもとに、以下の観点で調査対象を1か所ずつ選定した。

図表 14 調査対象

事例	選定における観点	区分	人口	
			全体	うち 65 歳以上
1	介護保険の給付対象ではない在宅高齢者に対する福祉用具の貸与・購入や住宅改修にかかる費用の給付を実施	行政区	約 200,000 人	全体の 23.7%
2	高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組を実施	町	約 8,000 人	全体の 41.3%
3	地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組を実施	町	約 23,000 人	全体の 29.5%

(3) 調査時期

令和8年1月に実施した。

(4) 調査方法

オンラインにより実施した。

(5) 調査項目

主な調査項目は以下の通り。

図表 15 主な調査項目(自治体向け)

<p>取組内容について</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 取組の実施内容について➤ 取組を開始するに至った経緯について➤ これまでの取組実績について <p>2. 取組の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 専門職の参加状況➤ 多職種協働の体制➤ 福祉用具専門相談員の参加状況➤ 取組実施にあたっての工夫・課題➤ 取組効果(KPI 等) <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 福祉用具専門相談員に期待する役割・多職種協働の必要性 など
--

(6) 調査結果

事例1:介護保険の給付対象ではない在宅高齢者に対する福祉用具の貸与・購入や住宅改修にかかる費用給付の取組

高齢者自立支援用具給付事業の概要

1. 事業目的

歩行、入浴等に支障のある高齢者に対し、歩行支援用具、入浴補助用具等の自立支援用具(以下「自立支援用具」という。)を給付することにより、日常生活の利便性を向上させ、もって高齢者の福祉の増進と自立の支援に寄与することを目的とする。

2. 事業の対象者

- ① 区内に住所を有する 65 歳以上の者で、自立支援用具の種目の区分に応じ、それぞれ要件を満たす者。
- ② その他特に区の長が必要と認めた者。

3. 対象種目/対象者の要件

- ① 歩行支援用具(シルバーカー、手すり)/歩行時に介助を要し、つたい歩きする等歩行に支障があり、歩行支援用具が必要と認められる者
- ② 入浴補助用具(シャワーベンチ、すべり止めマット)/入浴時に介助を要し、壁や扉につかまる等入浴に支障があり、入浴補助用具が必要と認められる者

4. 申請上限

手すりの給付を受けられる回数は、給付対象者 1 人につき 1 回までとする。

高齢者住宅改修給付事業の概要

1. 事業目的

高齢者に対し、その者の居住する住宅の改修に要する費用(以下「住宅改修費」という。)を給付することによって、高齢者の在宅生活の自立を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 事業の対象者:次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 区内に住所を有する65歳以上の者で、身体の機能に障害があり、本人の自立や介護者の負担軽減のために住宅の改修が必要と認められるもの(転倒防止給付にあっては、区内に住所を有する70歳以上の高齢者であって、本人の自立のために住宅の改修が必要と認められるもの)であること。
- ② 介護保険料を滞納していない者であって、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第66条、第67条及び第69条に規定する給付制限の措置を受けていないものであること。
- ③ 住宅改修予防給付(以下「予防給付」という。)にあっては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく要介護認定に係る審査を申請前6か月以内に受けており、その結果、要支援又は要介護の認定を受けなかった者であること。
- ④ 住宅設備改修給付(以下「改修給付」という。)にあっては、法に基づく要介護認定の結果が要支援又は要介護の者であること。
- ⑤ 住宅設備等新設給付(以下「新設給付」という。)にあっては、法に基づく要介護認定の結果が要支援又は要介護の者であること。
- ⑥ 転倒防止用手すり設置給付(以下「転倒防止給付」という。)にあっては、これまで法に基づく要介護認定を受けていない者であって、手すりの取付けにより転倒防止の効果があると認められるものであること。

3. 対象種目

① 予防給付

ア 手すりの取付け

イ 段差の解消

ウ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

エ 引き戸等への扉の取替え

オ 洋式便器等への便器の取替え

カ その他これらの工事に附帯して必要な工事歩行支援用具(シルバーカー、手すり)/歩行時に介助を要し、つたい歩きする等歩行に支障があり、歩行支援用具が必要と認められる者

② 改修給付

ア 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事

イ 流し及び洗面台の取替え並びにこれに附帯して必要な給湯設備等の工事

ウ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事

③ 新設給付

ア 1階の床の新設(2階以上の階から1階に居室を移すための改修工事(1階が以前に工場、店舗、事務所、診療所、テナント等の居室以外の用途として使用されており、1階に居室がない場合に限る。)に限り、駐車スペースを除く。)

イ 浴槽の新設及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事

ウ 流し及び洗面台の新設及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事

エ 洋式便器の新設及びこれに附帯して必要な工事

④ 転倒防止給付

区の介護保険住宅改修に係る保険給付費の受領委任払い事務処理要領(平成13年4月1日付け19荒保介発第280号)第13条の事業者登録を受けている区内事業者(以下「登録事業者」という。)が行う立ち上がり及び座りの動作、移動等を補助するための手すりの取付け及びこれに附帯して必要な工事

4. 給付回数の限度

① 予防給付

対象者1人につき1住宅当たり1回とする。ただし、必要に応じて、別表第1(1)に定める基準額の範囲内において複数回の給付を認める。

② 改修給付

同一種類の給付について、対象者1人につき1住宅当たり1回とする。

③ 新設給付

同一種類の給付について、対象者1人につき1住宅当たり1回とし、対象者が転居した場合であっても給付の対象には含めないものとする。

④ 転倒防止給付

対象者1人につき1回とする。

ヒアリング結果は以下の通り。

1) 取組を開始するに至った経緯について

- ・ 事業開始は令和元年 10 月である。地域ケア会議の地域課題として、手すりや歩行器のみの貸与をしている要支援者がいたが、介護保険の利用が終了になり、福祉用具貸与を利用できなくなることが課題だったため、区で検討が始まり、事業を開始した。以前、別の課で実施していた事業を平成 29 年度より当課で実施することになった。

2) これまでの取組実績について

- ・ 高齢者自立支援用具給付事業は、令和4年度440件、令和5年度 639 件、令和6年度622件であった。転倒防止給付事業は、令和4年度 104 件、令和5年度 98 件、令和6年度 65 件であった。令和6年度までは支給限度額5万円で実施してきたが、昨今の物価高騰や、施工業者から上限額を上げて欲しいとの要望があり、令和7年度から6万円に引き上げた。
- ・ 上限額を5万円から6万円に上げるにあたり、当自治体に住所を有している施工業者でかつ、一定の資格を持つ者に指定を行い、必要な書類を整えて申請頂くことで給付するといった手続きにしている。本人負担についても、例えば1割負担の方は6千円となり、今年度は昨年度までに比べて千円あがったが、手すりの設置本数も増やすことができ、施工業者としても説明がしやすくなり、今年度の夏以降は申請数も伸びてきたところである。現場に馴染んできたように思う。

3) 専門職の参加状況

- ・ 住宅改修の理由書を記載いただく担当者が地域包括支援センター職員、介護支援専門員である。それ以外に住宅改修相談員という名称で理学療法士2名に關与してもらっている。工事前の調査として自治体職員も同席して実地調査を行い、申請内容の把握に努めている。転倒防止給付については認定前の方の自宅訪問であり、施工業者を事業登録しているが、福祉住環境コーディネーター2級、介護福祉士、建築士を施工業者の登録条件としている。このような専門職が利用者の身体機能も把握したうえで手すりの必要性を書類にまとめてもらい、当自治体で内容確認し給付を判断している。

4) 多職種協働の体制

- ・ 工事前の書類を受領後、事前調査を実施する項目がある。住宅改修相談員、自治体の担当者が訪問し、30 分程度の聞き取り調査を行う。介護支援専門員、施工業者も立ち合い、工事内容の把握に努めている。訪問リハビリテーションの専門職の意見を求めたり、後日書面で回答いただくこともある。退院直後であれば病院の理学療法士が自宅訪問しアドバイスいただくこともあり、その情報を介護支援専門員に聞き取ることもある。

5) 福祉用具専門相談員の参加状況

- ・ 利用者が活用を予定している貸与事業所や施工業者としての関わりがある。事前調査で訪問し

た際、既に浴槽を交換していたり、シャワーチェア、浴槽台、バスボードなどを事前に貸出しているケースがある。まだ福祉用具を利用していない方については、福祉住環境コーディネーターの資格を有する施工業者も増えてきたため、その場でパンフレットを見ながら説明したり、介護支援専門員と一緒に後日説明することもある。また、福祉住環境コーディネーターの資格保有者がその時の動きをみて、後日助言することもある。

6) 取組実施にあたっての工夫

- ・ 高齢者自立支援用具給付事業について、区内の福祉用具貸与事業所に委託している。その事業所の福祉用具専門相談員が地域の利用者に対し、その人にあった用具の提供、アフターフォローを実施してくれている。地域包括支援センター・介護支援専門員とともに福祉用具専門相談員と連携して丁寧に対応してくることが大事だと思っている。
- ・ 住宅改修については、床の新設等の項目が追加された際、周知するための研修会を実施した。加えて、パンフレットや区のホームページの記載内容を見直した。利用者個々に身体状況や家屋の状況が異なるため、適切な申請・給付ができるように利用者に寄り添って実施している。

7) 取組実施にあたっての課題

- ・ 高齢者自立支援用具給付事業について、委託先の福祉用具貸与事業所と定期的に会議で意見交換をしている。シルバーカーは3年に1度の給付だが、3年を待たずにタイヤの摩耗があり使えなくなったという報告があり、各用具の耐用年数について、3年に1度が妥当かどうかの検討をしている。また、給付対象の福祉用具が欠品となってしまったことがあり、給付が滞ることもあるため、メーカーの異なる2種類を給付対象とし、利用者を待たせないように対応した。
- ・ 日々事業に関わる中で、転倒防止事業の給付上限額を5万円から6万円に見直した点について、物価高騰もあるが、浴槽取り換えや便器取り換えなど大きな工事になると、工事者の手配も苦慮している現状がある。早期に、利用者が必要としている状況でも、少し待たせることもある。また、例えば浴槽交換について、以前は浴槽だけを交換する際に給湯器と切り離して交換できたが、今はユニットバスのニーズが多く、大掛かりで自己負担の部分が多くなる。経済面・身体機能面含めて、利用者に適切なものか、本当に住宅改修がよいのか、金額、工事人手配、納期の長期化が課題となり、利用者ニーズに寄り添っていきにくくなっていると感じている。

8) 取組効果(KPI等)

- ・ 地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、福祉用具貸与事業所が連携することにより、利用者が適切なアドバイスを受け、快適な日常生活を送ることを支援できる。数値的な把握はしていないが、取組を通じて介護保険利用の軽減にも繋がっている実感があり、利用者からの苦情も1件もない。関係者が丁寧に、利用者に適した福祉用具を提供してくれていると思っている。
- ・ 認定を受けたことが無い方について、手すりだけ付けてもらえれば大丈夫と思っている利用者がいるが、介護保険認定を受けた方がよい方ではないかと感じるケースもある。転倒防止給付を

含め、その先の困りごと、住宅改修に繋げていくために、施工業者に繋がる安心感と、地域包括支援センターの紹介をすることで安心される利用者もいる。最近では地域包括支援センターを紹介すると「行ったことがある」、「相談したことがある」という方も増えている。住宅改修については「自分でやらないといけない」と思って区の窓口に来る人もいることは効果に繋がっていると感じる。

9) 福祉用具専門相談員の役割や関わり方について

- ・ 高齢者自立支援用具給付事業について、今までも丁寧に対応してくれており、引き続き、情報を共有しながらの丁寧な対応を期待している。
- ・ 転倒防止給付を含め、事前訪問調査にも携わっていただいているため、給付後も身近な相談者として関与いただけると利用者も安心すると思う。何度も足を運んでいただいているケースも多く、アフターフォローを続けていただき、利用者の声を区に届けてもらえると嬉しい。

事例2:高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組

1) 山間部の高齢者に対する、住環境整備(歩行補助用具、置き型手すり等の活用支援)による転倒予防に向けた取組について

- ・ 介護予防事業の1つとして、介護予防の体操教室を町の中心部で行っているが、地域によっては会場に来るまでに30~40分程度かかる場所もある。バス送迎も行い参加を促進しているが、遠方の地域からは参加者が少ない状況があり、遠方の地域住民からもなかなか参加ができないため近くに出向いて教室を開催してほしいとの声があった。そのため、特に遠方の地域に出向いて体操教室を開催している。今回取組を行った地域は大きなスキー場があり、民宿等の家業を営んでいる方が多く、家業が忙しいことを理由に参加できないという方が多い。また、病気等により要介護状態になると、家業を営んでいるため在宅介護が十分できず、施設にすぐに入ってしまうといったように、在宅介護が馴染まない地域特性があった。そのため、体操教室の参加促進のためのPRもかねて、在宅で安全に生活できる環境を整える手段の一つに福祉用具があるということを知ってもらうため、福祉用具の展示・体験を行った。

2) これまでの取組実績について

- ・ 地域住民の声があり、3~4年前に介護予防の体操教室を開始した。利用者のなかに福祉用具を利用している方がおり、福祉用具貸与事業所との付き合いもあったため、福祉用具に関する支援について協力いただけないか声をかけたところ、引き受けてもらったため住環境整備の支援に向けた取組が実現した。
- ・ 町の中心部で実施している体操教室では、歩行器・杖などの体験の取組を実施している。体操教室は週3日、全4クラスある(月曜1回、水曜1回、金曜2回)。
- ・ 遠方で実施している体操教室は月2回程度である。

3) 専門職の参加状況

- ・ 体操教室では、保健師(自治体職員)、リハビリテーション専門職(会計年度職員の理学療法士)が主に関わっている。
- ・ 教室として福祉用具の体験等を行った際には、町立病院の理学療法士に参加いただき、体操の説明、福祉用具の利点の講義を行っていただいた。福祉用具専門相談員が関わる場合もあり、その際は福祉用具貸与事業所に依頼して福祉用具専門相談員にも来てもらい、福祉用具等のデモ機や手すりの設置・使い方等について、参加者へのミニ講義をしてもらった。
- ・ 福祉用具貸与事業所に協力を依頼した際、快く受け入れてもらえる事業所とそうでない場合がある。協力いただける事業所が複数ある場合は、年度ごとに依頼する事業所を変えて偏らないように配慮している。

4) 多職種協働の体制

- ・ 町内で地域ケア会議を年8回開催しているが、栄養士、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等、様々な職種が関わっており、他職種とのつながりがあるため、実施したい事業がある場合には地域ケア会議の中で話題にして、協力してもらうことができる。

5) 福祉用具専門相談員の参加状況

- ・ 専門知識を持っており、住民の相談に対して、福祉用具だけでなく、おむつ・介護食など、幅広い知識を持って、適切に助言いただけることは有難い。

6) 取組実施にあたっての工夫

- ・ 講義だけでは実感がわかないため、できるだけ直接見る、触れてみるといった体験を取り入れたいと考えており、それに協力してくれる福祉用具貸与事業所を選定している。住民が楽しみながら体験し、気軽に質問ができるような教室にしたいと考えている。
- ・ また、地域によって適切な曜日や時間は特色があるため、配慮している。

7) 取組実施にあたっての課題

- ・ 参加者を集めるのが大変である。開催案内をただだけでは数人しか参加しないという現状がある。口コミ等で地域の人を連れてきてもらう等の工夫が必要である。
- ・ オンラインでの実施の提案などもあるが、町内の高齢者の状況を考えると、IT 普及率も低く、オンラインを活用した取組を行うことは難しい。
- ・ 小規模自治体の利点として、地域ケア会議も含めて様々な職種がコンパクトに集まることのできるため連携が取りやすい一方で、欠点として、専門職が少ないことが挙げられるが、今いる職種で取り組もうという結束力の強さにつながっていると感じている。
- ・ 介護予防支援事業の体操教室は指導者の賃金や協力者の謝礼等は事業内の予算を用いて支払っているが、遠方に出向いて実施した取組についても、福祉用具貸与事業所は無償で協力してくださっており、特に費用は発生していない。本取組を事業化していくのであれば貸与事業所

にも謝礼を支払って協力いただく体制が必要と感じる。

- ・ 国の補助金や交付金の中で地域支援事業や介護予防支援事業等の事業展開をしているが、枠組みが狭いと事業を実施していても補助金として認められない場合がある。少し範囲を緩和して、自由度を高めてもらえると、より積極的に事業化できると感じる。

8) 取組効果(KPI等)

- ・ 何をもって成果が出たとするかが難しい。新規の骨折の発生率、高齢者人口に対する割合、介護予防の取組の参加率等を見ているが、どれもあまり説得力があるものではないと感じている。
- ・ 介護保険の要支援・要介護認定率が県内で最も低く、介護予防事業の取組の効果には現れてきていると感じる。
- ・ 基本的には参加した方は9割程度継続している。参加者からは取組に対し、満足いただけた感想も多く聞かれ、1度参加いただくと継続しやすい傾向があると感じている。

9) 福祉用具専門相談員の役割や関わり方について

- ・ 以前に比べると自費での貸与に対応してくれる事業者が増えたと感じる。一時的に福祉用具が必要といった相談があった際に、以前は社会福祉協議会が用意している無償貸し出しの車椅子やベッド、歩行器等で対応していたが、現在は歩行器、手すり、ベッド、車いすなど幅広い種目を自費での貸与で対応してもらえており、町の高齢者に多く介入してもらえるため助かっている。
- ・ 住民から相談があれば町内の福祉用具貸与事業所のパンフレットを渡して紹介している。加えて、福祉用具貸与事業所の方もこまめに町役場へ顔を出してもらえており、住民が相談に来た際にその場で対応してもらい、解決につながるケースもある。
- ・ 住民が福祉用具等を実際に体験することによって、施設ではなく在宅で生活を続けられることに気づいてもらえる機会になっており、自宅で過ごすことができたという事例もあった。

10) 福祉用具専門相談員に期待する役割

- ・ 福祉用具貸与事業所の方には様々協力いただいておりますが大変感謝しているが、福祉用具貸与事業所も社内の規定の枠組みの中で動いており、福祉用具専門相談員がその場で判断できる場合と持ち帰られる場合がある。福祉用具貸与事業所によって福祉用具専門相談員の持つ裁量が異なり、スピード感のある対応ができる場合とできない場合がある。現場としてはその場で判断をして、早い対応をしていただける方がありがたい。

11) 多職種協働の必要性について

- ・ 入院中の利用者について、家屋調査を行い必要な福祉用具を検討してもらえる機会も増えている。病院のリハビリテーション専門職と福祉用具専門相談員の連携が以前より図られており、退院前に環境を整えてから退院してもらえることが増えており、多職種協働は重要と感じている。

事例3:地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組

1) 通いの場、認知症カフェの取組について

- ・ 介護予防を目的とした通いの場や認知症カフェを運営している。また、介護予防支援を委託せず、町で唯一の地域包括支援センターで要支援1・2も含め全て担当しているのが特徴である。通いの場の元気な高齢者が地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員にサービスの相談を受けられる環境が整備できている。
- ・ 福祉用具専門相談員との連携は、要支援1・2の利用者に対する介護予防ケアプランを作成する際にネットワーク化されており、各福祉用具貸与事業所の特徴を町で把握している。そのため、本人の希望を聞き、それに合った福祉用具貸与事業所を利用者へ案内している。
- ・ 地域包括支援センターは平成18年より開始したが、それ以降の取組の積み重ねの結果が現在の取組につながっていると考える。利用者が元気なうちから専門職に出会っていただくというキーワードのもと、利用者が自身の意思で動けるときに地域に出てきて必要なサービスを受けられる体制を町内に設けている。
- ・ 申し込み不要で誰でも参加可能なスポーツカフェを2か所、それぞれ週1回開催している。地域ケア会議で依頼している理学療法士(県理学療法士会に依頼)に月1回指導に来てもらっている。
- ・ 認知症カフェも申し込み不要で誰でも参加可能である。委託先は週1回、月4回の契約で、木曜日以外は重複しないように配慮して開催している。そのため、参加者が自身の都合に合わせて参加できる体制になっている。認知症カフェには地域包括支援センターで開催しているカフェが3か所あるが、作業療法士に相談できるよう、県作業療法士会から5名の作業療法士に来てもらっている。
- ・ 認知症カフェで作業療法士が自助具の紹介をしており、関心が高ければ取り扱いのある福祉用具貸与事業所につなげることもある。
- ・ 通いの場は介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業の地域普及啓発、認知症カフェは地域支援事業の認知症対策事業として運営している。

2) 町主催の介護予防啓発イベントについて

- ・ 「地域包括ケア祭り」という、地域包括ケアシステムを運用する方々に参加いただき、どのようなことをしているのかを知ってもらうためのイベントを開催している。福祉用具関連は展示・体験として、歩行補助具や電動車いすの展示・体験や、介護保険の福祉用具の相談コーナーを設けたことがある。
- ・ 令和元年までは福祉用具の展示・体験を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度以降は体験会を休止している。現在も住民向けのイベントを年1回実施しているが、聴講形式としている。講義内容について、今年度は、一昨年の転倒による介護認定者数の増加、区分変更の一番の要因が転倒であったことを踏まえ、防げる転倒は防ぐという啓発を目的として、認知症カフェで講師をしている作業療法士に環境設定や日頃の体の動かし方に関する講義をしてもらった。

3) 専門職の参加状況

- ・ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、リハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員等が関わっているが、医師にも協力を依頼し、今後、転倒をテーマに講義いただく予定がある。

4) 福祉用具専門相談員の参加状況

- ・ 地域ケア会議の個別会議に福祉用具のケースがあがった場合には、福祉用具専門相談員も出向いてもらい、本人を中心としたネットワークを構築している。
- ・ 福祉用具専門相談員を活用することにより、福祉用具ありきではない相談もできる。あえて変えないほうがよい場合には代替案も提案してもらえる等、我々では気づかない視点での意見をもらうことができ参考になる。

5) 取組実施にあたっての工夫

- ・ 要支援1・2の利用者の介護予防プランは全件、町内唯一の地域包括支援センターで書いているため、どの事業所にどの程度の件数を依頼しているかが把握可能である。地域包括支援センター内部の打合せ等を通じて、情報を共有しやすい環境にある。利用者の暮らしを立て直すイメージを早期に立てられるかが重要であるため、スピード感をもって対応していただけるのが福祉用具貸与事業所の選定のカギである。
- ・ 取組の参加者に対し、今つながる必要があると専門職が判断すればアウトリーチをする場合もあるが、参加者個々の状況を専門職が判断し、基本的には本人が相談したいタイミングによって対応している。
- ・ 小規模自治体だからこそやりたいことがすぐにできると感じる。継続してこそ価値があるものと、ダメだったら考え直せばよいものがあり、その都度判断しながら取組を進めている。また、小規模自治体だからこそ現場の声を聞いてつなげることができると感じる。

6) 取組実施にあたっての課題

- ・ 現場のニーズに沿っていなければ、環境を準備していても、参加者が聞く姿勢にならない。いかに地域の課題や住民の声を拾うのが課題と感じる。
- ・ 専門職を常駐させると人件費が一番かかる。外部との連携には手間がかかりスケジュールもタイトになるため、リハビリテーション専門職が地域包括支援センター内にいると良いと感じるが、3職種以外の専門職に常駐してもらうことは現段階では現実的ではないため、外部に協力してもらい地域に還元するというのが最大限できることと感じている。

7) 取組効果(KPI等)など

- ・ 効果の示し方について、実施後に参加アンケートを実施しており、継続的に結果を追跡している。参加者数に対しての満足度を評価基準としている。
- ・ 少人数で全事業を実施しているため、内部で詳細な分析をする余力がない。要介護認定申請のきっかけや平均年齢、通いの場の参加率、重度化していないか、介護予防・日常生活支援総合

事業の予算額が増加していなかったかは把握しているが、それ以上の詳細分析はできていない。しかし、高齢化率が上昇している中で給付額が横ばいであったことは取組全体の効果と受け止めている。

8) 福祉用具専門相談員の役割や関わり方について

- ・ 福祉用具専門相談員から、福祉用具以外の住宅改修も含め、本人だけでなく家族を含めた全体を見て提案いただけるのは頼りになる存在と感じる。単に福祉用具を貸与するだけで活用してもらえなければ効果がないため、モニタリングや全体を含めた評価をしていただけることがありがたい。

9) 福祉用具専門相談員に期待する役割

- ・ 介護保険の理念に沿って活動するという目的や理念は共通のため、一緒に地域での自立生活につながるために協力いただけることを期待している。

10) 多職種協働の必要性について

- ・ 地域包括支援センターの職員だけでは気づきが限られるため、外部の専門職から意見が得られることは有益である。事業の企画段階からリハビリテーション専門職に助言を得たり、事業実施に当たっても協力をいただけており、様々な視点から関わっていただくことで、厚みのある良い取組ができていると感じる。様々な視点で意見を得たいと思っている。

参考事例 在宅高齢者の移動に関する支援

特に運転免許返納等により、移動手段の限られた在宅高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、外出や社会交流の機会を失うことなく、社会参加の促進を支援する目的で、①ハンドル型電動車椅子(以下、セニアカー)の購入費用の補助や②セニアカー等の安全利用に向けた普及・啓発活動を実施している市区町村が複数みられた。アンケート調査で回答のあった市区町村は以下の通り。

図表 16 高齢者の移動に関する支援(概要)

	地域 区分	区分	人口		支援の概要
			全体	うち 65 歳以上	
①費用補助	中国	一般市	約 25,000 人	全体の 45.2%	セニアカー・老人手押し車・歩行杖の購入助成事業 (セニアカー(一人1回)50,000 円以内の助成:令和3年度廃止)
	中国	一般市	約 43,000 人	全体の 39.5%	令和5年度に廃止した高齢者日常生活用具給付の代替サービスとして、セニアカー(貸与のみ)の利用を可能とする
	九州・ 沖縄	一般市	約 107,000 人	全体の 35.7%	セニアカー新車購入補助金(購入費用の4分の1(上限 10 万円))
	九州・ 沖縄	町村	約 4,000 人	全体の 39.0%	電動三輪車等購入費補助金(電動三輪車又は電動四輪車の購入費の2分の1以内(上限 15 万円))
②普及・啓発	北海道・ 東北	町村	約 4,000 人	全体の 44.2%	セニアカー試乗会、VR 認知症体験、介護用ベッド・車椅子・スロープ・歩行器等の福祉用具展示等のイベント実施
	関東	町村	約 34,000 人	全体の 29.2%	「介護予防フェスタ」を開催し、セニアカー乗車体験を実施
	関東	町村	約 33,000 人	全体の 33.1%	展示体験(杖・車椅子・ベッド・移乗機器・セニアカー等)、認知症体験(VR 機器によるレビー小体型認知症の体験)の実施
	関東	町村	約 19,000 人	全体の 24.1%	福祉用具のサービスについて講座を開催し、セニアカー、電動ベッド、車椅子、歩行器、杖、浴室チェア、置き型手すり等の展示、体験を実施
	九州・ 沖縄	一般市	約 28,000 人	全体の 39.2%	警察による交通安全に関する講話、取扱事業所によるセニアカーの説明および体験試乗を実施

2.2 福祉用具貸与事業所向け調査

2.2.1 アンケート調査

(1) 調査の目的

福祉用具貸与事業所および福祉用具専門相談員が地域のなかで行っている取組に関する実態を把握するため、福祉用具貸与事業所に対しアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象および抽出方法

福祉用具貸与事業所 1,000 か所(抽出)

※介護サービス情報公表システムデータより大規模事業所を優先して抽出した。

(3) 調査時期

令和7年10月20日～11月21日

(4) 調査方法

郵送依頼、WEB・紙回収

(5) 調査項目

主な調査項目は以下の通り。

図表 17 主な調査項目

1. 事業所の基本情報	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所の利用者数・ 事業所のサービス提供範囲(市区町村数)・ 事業所の形態・ 事業所の設備(保管設備、消毒設備)・ 事業所の職員体制等
2. 介護老人保健施設からの退所時支援における福祉用具専門相談員の参画の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人保健施設との定期的・継続的な関わり・ 介護老人保健施設に入所している利用者に対する支援を行う際、関わりを持つ場面・ 令和3年4月以前と比べた、退所時カンファレンスに参加する機会の変化・ 退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合、および出席率・ 退所時カンファレンスに出席できなかった・しなかった理由・ 退所時カンファレンスに出席することによる効果・ 退所時カンファレンスでの多職種連携における課題や問題点

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後の居宅での福祉用具の利用状況の介護老人保健施設への伝達有無、およびその割合 ・ 居宅における福祉用具の適合状況・利用状況の確認や用具変更の必要性などに関する情報の、介護老人保健施設のリハビリテーション専門職との共有有無、およびその割合 ・ 利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無、およびその場面 ・ 施設向けに実施している福祉用具に関わるサービス
<p>3. 要支援・要介護者以外の高齢者を対象とした福祉用具、住宅改修に関する取組の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の実施状況 ・ 取組を実施していない理由 ・ 取組の詳細 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取組の背景・目的 ➢ 取組の内容 ➢ 対象者 ➢ 取組の開始時期及び頻度 ➢ 取組の主催者 ➢ 取組の資金源 ➢ 取組の関係者 ➢ 取組の効果 ➢ 取組の課題 ・ 福祉用具貸与事業所として、要支援・要介護者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められた経験の有無 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 問合せや要望を受けた相手 ➢ 問合せや要望の具体的な内容

(6) 回収状況

回収状況は以下の通り。

図表 18 回収状況

発送数	回収数	回収率
1,000	326 件	32.6%

(7) 調査結果

1) 事業所の基本情報

a. 事業所の利用者数

事業所の利用者数は、「1000人以上」が19.4%と最も多く、平均値は625.8人であった。

図表 19 事業所の利用者数(令和7年9月サービス提供分)

全体	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	1 0 0 0 0 人	無 回 答	平均	中央 値	最小 値	最大 値
325	43	32	41	31	30	24	16	38	63	7	625.8	347.0	1.0	5750.0	
100.0%	13.2%	9.8%	12.6%	9.5%	9.2%	7.4%	4.9%	11.7%	19.4%	2.2%					

b. 事業所のサービス提供範囲

事業所のサービス提供範囲は、「5～9市区町村」が33.8%と最も多く、次いで「3市区町村」が13.5%であり、平均値は10.4市区町村であった。

図表 20 事業所のサービス提供範囲

全体	1 市 区 町 村	2 市 区 町 村	3 市 区 町 村	4 市 区 町 村	5 ～ 9 市 区 町 村	1 0 ～ 1 4 市 区 町 村	1 5 ～ 1 9 市 区 町 村	2 0 ～ 2 9 市 区 町 村	3 0 ～ 3 9 市 区 町 村	4 0 ～ 4 9 市 区 町 村	5 0 市 区 町 村 以 上	無 回 答	平均	中央 値	最小 値	最大 値
325	16	16	44	26	110	26	23	20	12	2	5	25	10.4	6.0	1.0	179.0
100.0%	4.9%	4.9%	13.5%	8.0%	33.8%	8.0%	7.1%	6.2%	3.7%	0.6%	1.5%	7.7%				

c. 事業所の形態

事業所の形態は、「単独事業所」が63.1%と最も多く、次いで「多店舗型企業の1事業所」が24.6%であった。

図表 21 事業所の形態

全体	単 独 事 業 所	多 店 舗 型 企 業 の 1 事 業 所	病 院 ・ 施 設 に 付 属 し た 事 業 所	そ の 他	無 回 答
325	205	80	13	13	14
100.0%	63.1%	24.6%	4.0%	4.0%	4.3%

d. 事業所の設備

事業所の設備について、福祉用具保管設備は「あり」が 60.4%であり、福祉用具消毒設備は「あり」が 27.4%であった。

図表 22 事業所の設備

	全体	あり	なし	無回答
福祉用具保管設備	325 100.0%	197 60.6%	121 37.2%	7 2.2%
福祉用具消毒設備	325 100.0%	89 27.4%	229 70.5%	7 2.2%

e. 事業所の職員体制等

事業所の職員体制等について、現場担当職(営業職)は全体の平均で 5.3 人、事務専門職は全体の平均で 2.2 人、その他は全体の平均で 2.1 人であった。

図表 23 事業所の職員体制等

		全体	0人	1人	2人	3人	4人	5 ~ 9人	10 ~ 19人	20人以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
（現場担当職）	全体	325 100.0%	0 0.0%	7 2.2%	75 23.1%	70 21.5%	57 17.5%	75 23.1%	33 10.2%	6 1.8%	2 0.6%	5.3	4.0	1.0	52.0
	福祉用具専門相談員資格保有者数	325 100.0%	0 0.0%	8 2.5%	80 24.6%	70 21.5%	51 15.7%	64 19.7%	28 8.6%	4 1.2%	20 6.2%	5.0	3.0	1.0	52.0
	リハビリテーション専門職資格者数	325 100.0%	166 51.1%	20 6.2%	5 1.5%	1 0.3%	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	131 40.3%	0.2	0.0	0.0	5.0
事務専門職(全体)		325 100.0%	57 17.5%	92 28.3%	52 16.0%	31 9.5%	20 6.2%	25 7.7%	4 1.2%	2 0.6%	42 12.9%	2.2	1.0	0.0	25.0
その他	全体	325 100.0%	90 27.7%	48 14.8%	23 7.1%	15 4.6%	7 2.2%	9 2.8%	11 3.4%	3 0.9%	119 36.6%	2.1	1.0	0.0	22.0
	福祉用具専門相談員資格保有者数	325 100.0%	100 30.8%	29 8.9%	20 6.2%	9 2.8%	3 0.9%	9 2.8%	4 1.2%	0 0.0%	151 46.5%	1.3	0.0	0.0	18.0
	リハビリテーション専門職資格者数	325 100.0%	146 44.9%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	177 54.5%	0.0	0.0	0.0	1.0

2) 介護老人保健施設からの退所時支援における福祉用具専門相談員の参画の状況

a. 福祉用具サービスの提供における介護老人保健施設との定期的・継続的な関わり

福祉用具サービスの提供における介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりについて、「関わりがある」は 38.5%、「関わりがない」が 60.3%であり、「関わりがある」と回答した事業所が、関わりがある介護老人保健施設数の平均は6.2か所であった。

図表 26～図表 28 を見ると、福祉用具保管設備や福祉用具消毒設備がある事業所や、事業所の現場担当職(営業職)の人数が多い事業所のほうが、「関わりがある」と回答した割合が高い傾向にあった。

図表 24 福祉用具サービスの提供における介護老人保健施設との定期的・継続的な関わり

全体	関わりがある	関わりがない	無回答
325	125	196	4
100.0%	38.5%	60.3%	1.2%

図表 25 関わりがある介護老人保健施設数

全体	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	6か所	7か所	8か所	9か所	10か所以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
125	26	18	12	12	26	7	2	10	12			6.2	4.0	1.0	50.0
100.0%	20.8%	14.4%	9.6%	9.6%	20.8%	5.6%	1.6%	8.0%	9.6%						

※図表 24 で「関わりがある」と回答した事業所のみ回答

図表 26 福祉用具サービスの提供における介護老人保健施設との定期的・継続的な関わり
(福祉用具保管設備の有無別)

	全 体	関 わ り が あ る	関 わ り が な い	無 回 答
全体	325 100.0%	125 38.5%	196 60.3%	4 1.2%
あり	197 100.0%	95 48.2%	101 51.3%	1 0.5%
なし	121 100.0%	27 22.3%	93 76.9%	1 0.8%

※「福祉用具保管設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 27 福祉用具サービスの提供における介護老人保健施設との定期的・継続的な関わり
(福祉用具消毒設備の有無別)

	全 体	関 わ り が あ る	関 わ り が な い	無 回 答
全体	325 100.0%	125 38.5%	196 60.3%	4 1.2%
あり	89 100.0%	48 53.9%	41 46.1%	0 0.0%
なし	229 100.0%	74 32.3%	153 66.8%	2 0.9%

※「福祉用具消毒設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 28 福祉用具サービスの提供における介護老人保健施設との定期的・継続的な関わり
(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全 体	関 わ り が あ る	関 わ り が な い	無 回 答
全体	325 100.0%	125 38.5%	196 60.3%	4 1.2%
3人未満	82 100.0%	19 23.2%	62 75.6%	1 1.2%
3～4人	127 100.0%	48 37.8%	76 59.8%	3 2.4%
5～9人	75 100.0%	37 49.3%	38 50.7%	0 0.0%
10人以上	39 100.0%	21 53.8%	18 46.2%	0 0.0%

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

b. 介護老人保健施設に入所している利用者に対する支援を行う際、福祉用具事業者として関わりを持つ場面

介護老人保健施設に入所している利用者に対する支援を行う際、福祉用具事業者として関わりを持つ場面について、「退所時カンファレンス時」が 26.5%と最も多く、次いで「入所前の居宅療養中から」が 18.2%、「退所後」が 16.0%であった。

図表 30 を見ると、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりがある事業所では、「入所前の居宅療養中」が 28.0%と「退所時カンファレンス時」と並んで最も多かった一方で、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりがない事業所では、「退所後」が「退所時カンファレンス時」に次いで 2 番目に多かった。

図表 29 介護老人保健施設に入所している利用者に対する支援を行う際、福祉用具事業者として関わりを持つ場面(最も多いケースを1つ回答)

全 体	か ら 入 所 前 の 居 宅 療 養 中	か ら 入 所 前 の 病 院 入 院 中	入 所 時 、 入 所 時 直 後	中 退 所 準 備 ま で の 入 所	ス 退 所 時 カ ン フ ア レ ン	退 所 前 訪 問 時	退 所 後	そ の 他	無 回 答
325 100.0%	59 18.2%	8 2.5%	17 5.2%	40 12.3%	86 26.5%	24 7.4%	52 16.0%	14 4.3%	25 7.7%

図表 30 介護老人保健施設に入所している利用者に対する支援を行う際、福祉用具事業者として場面から関わりを持っているか(介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無別)

	全体	か入 ら 所 前 の 居 宅 療 養 中	か入 ら 所 前 の 病 院 入 院 中	入 所 時 、 入 所 時 直 後	中 退 所 準 備 ま で の 入 所	ス 退 所 時 カ ン フ ア レ ン	退 所 前 訪 問 時	退 所 後	そ の 他	無 回 答
全体	325 100.0%	59 18.2%	8 2.5%	17 5.2%	40 12.3%	86 26.5%	24 7.4%	52 16.0%	14 4.3%	25 7.7%
関わりがある	125 100.0%	35 28.0%	5 4.0%	10 8.0%	19 15.2%	35 28.0%	11 8.8%	6 4.8%	2 1.6%	2 1.6%
関わりがない	196 100.0%	23 11.7%	3 1.5%	7 3.6%	21 10.7%	50 25.5%	13 6.6%	46 23.5%	12 6.1%	21 10.7%

※「介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無」に無回答の場合は集計対象外。

c. 令和3年4月以前と比べた、退所時カンファレンスに参加する機会の変化

令和3年4月以前と比べた、退所時カンファレンスに参加する機会の変化については、「変わらない」が最も多く65.2%であり、次いで「増えた」が19.1%であった。

図表 32、図表 33 を見ると、事業所の現場担当職(営業職)の人数が多い事業所や、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりのある事業所のほうが、「増えた」と回答した割合が高い傾向にあった。

図表 31 令和3年4月以前と比べた、退所時カンファレンスに参加する機会の変化

全体	増えた	変わらない	減った	無回答
325 100.0%	62 19.1%	212 65.2%	34 10.5%	17 5.2%

図表 32 令和3年4月以前と比べた、退所時カンファレンスに参加する機会の変化
(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全体	増えた	変わらない	減った	無回答
全体	325 100.0%	62 19.1%	212 65.2%	34 10.5%	17 5.2%
3人未満	82 100.0%	7 8.5%	57 69.5%	11 13.4%	7 8.5%
3～4人	127 100.0%	23 18.1%	82 64.6%	14 11.0%	8 6.3%
5～9人	75 100.0%	18 24.0%	48 64.0%	7 9.3%	2 2.7%
10人以上	39 100.0%	14 35.9%	23 59.0%	2 5.1%	0 0.0%

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

図表 33 令和3年4月以前と比べた、退所時カンファレンスに参加する機会の変化
(介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無別)

	全体	増えた	変わらない	減った	無回答
全体	325 100.0%	62 19.1%	212 65.2%	34 10.5%	17 5.2%
関わりがある	125 100.0%	36 28.8%	77 61.6%	12 9.6%	0 0.0%
関わりがない	196 100.0%	26 13.3%	133 67.9%	22 11.2%	15 7.7%

※「介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無」に無回答の場合は集計対象外。

d. 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合、および出席率

利用者が介護老人保健施設に入所した場合、退所時に退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合は、「2割未満」が36.6%と最も多く、次いで「8割以上10割未満」が14.5%、「2割以上4割未満」が14.2%と同程度であった。

出席の連絡を受けた場合のうち、出席率は、「8割以上10割未満」が43.7%と最も多く、次いで「10割」が32.1%であった。

図表 35 を見ると、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりがある事業所のほうが、出席の連絡を受ける割合が高い傾向にあった。

図表 34 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、退所時に退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合、および出席率

	全体	2割未満	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上8割未満	8割以上10割未満	10割	無回答
出席の連絡を受ける割合	325 100.0%	119 36.6%	46 14.2%	36 11.1%	32 9.8%	47 14.5%	22 6.8%	23 7.1%
出席率	302 100.0%	43 14.2%	7 2.3%	10 3.3%	13 4.3%	132 43.7%	97 32.1%	0 0.0%

※「出席率」は、「出席の連絡を受ける割合」に回答があった場合のみ回答

図表 35 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、退所時に退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合(介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無別)

	全体	2割未満	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上8割未満	8割以上10割未満	10割	無回答
全体	325 100.0%	119 36.6%	46 14.2%	36 11.1%	32 9.8%	47 14.5%	22 6.8%	23 7.1%
関わりがある	125 100.0%	34 27.2%	22 17.6%	16 12.8%	17 13.6%	24 19.2%	11 8.8%	1 0.8%
関わりがない	196 100.0%	85 43.4%	23 11.7%	19 9.7%	15 7.7%	23 11.7%	11 5.6%	20 10.2%

※「介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無」に無回答の場合は集計対象外。

e. 介護老人保健施設からの退所により新規利用に至った利用者について、退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合、および出席率

介護老人保健施設からの退所により新規利用に至った利用者について、退所時に退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合は、「2割未満」が 33.8%と最も多く、次いで「8割以上 10 割未満」が 20.0%であった。

出席の連絡を受けた場合のうち、出席率は、「10 割」が 39.7%と最も多く、次いで「8割以上 10 割未満」が 38.0%であった。

図表 37 を見ると、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりがある事業所のほうが、出席の連絡を受ける割合が高い傾向にあった。

図表 36 介護老人保健施設からの退所により新規利用に至った利用者について、退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合、および出席率

	全体	2割未満	2割以上 4割未満	4割以上 6割未満	6割以上 8割未満	8割以上 10割未満	10割	無回答
出席の連絡を受ける割合	325 100.0%	110 33.8%	35 10.8%	28 8.6%	28 8.6%	65 20.0%	39 12.0%	20 6.2%
出席率	305 100.0%	37 12.1%	7 2.3%	10 3.3%	11 3.6%	116 38.0%	121 39.7%	3 1.0%

※「出席率」は、「出席の連絡を受ける割合」に回答があった場合のみ回答

図表 37 介護老人保健施設からの退所により新規利用に至った利用者について、退所時カンファレンスへの出席の連絡を受ける割合(介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無別)

	全体	2割未満	2割以上 4割未満	4割以上 6割未満	6割以上 8割未満	8割以上 10割未満	10割	無回答
全体	325 100.0%	110 33.8%	35 10.8%	28 8.6%	28 8.6%	65 20.0%	39 12.0%	20 6.2%
関わりがある	125 100.0%	34 27.2%	15 12.0%	10 8.0%	13 10.4%	31 24.8%	22 17.6%	0 0.0%
関わりがない	196 100.0%	76 38.8%	19 9.7%	18 9.2%	15 7.7%	33 16.8%	17 8.7%	18 9.2%

※「介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無」に無回答の場合は集計対象外。

f. 退所時カンファレンスに出席できなかった・しなかった理由

退所時カンファレンスに出席できなかった・しなかった理由は、「連絡を受けた時点で既に別の予定が入っていたため」が 68.8%と最も多く、次いで「開催日時が勤務日・時間外であったため」および「業務繁忙で出席する時間がないため」が 17.3%と同程度であった。

「その他」の回答例は図表 39 に示すとおり。

図表 38 退所時カンファレンスに出席できなかった・しなかった理由【複数回答】

全体	時間 開催 外日 で時 があ つ勤 務日 め・	て既連 いに絡 た別を たの受 め予 け定 たが 時入 点つ で	入が出 っ、席 た突 た発 め的 なあ 対つ 応た が	時業 間務 が繁 忙な い出 席す る	い出 席の 必要 を感 じな	そ の 他	無 回 答
208	36	143	18	36	4	14	40
100.0%	17.3%	68.8%	8.7%	17.3%	1.9%	6.7%	19.2%

※図表 34 または図表 36 で、出席率を「10 割」以外と回答した場合のみ回答

図表 39 退所時カンファレンスに出席できなかった・しなかった理由「その他」の回答例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 退所時からの利用につながる案件はほぼない。 ・ 現状そのような利用者はいないため。 ・ そのようなケースが今まで無い。 ・ 介護支援専門員からの連絡がないため。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡を受けた時点で既に終わっている。 ・ 関わりが無い。 ・ 家屋調査には参加している。 |
|---|--|

g. 退所時カンファレンスに出席することによる効果

退所時カンファレンスに出席することによる効果は、「多職種で検討することで、利用者に対してより適合する福祉用具や住宅改修の提案ができる」が83.1%と最も多く、次いで「利用者の退院・退所前に、リハビリテーション専門職等と一緒に適合確認ができる」が58.5%であった。

「その他」の回答例は図表 41 に示すとおり。

図表 40 退所時カンファレンスに出席することによる効果【複数回答】

全体	多職種での検討が可能な福祉用具、利用者住宅に	多職種での検討が可能な福祉用具、貸与・要販	利用者の退院・退所前に、リハビリ	利用者の退院・退所前に、リハビリ	利用者が生み出される提案内容を検討する時間	その他	特に効果を感じていない	無回答
325	270	124	97	190	118	12	7	19
100.0%	83.1%	38.2%	29.8%	58.5%	36.3%	3.7%	2.2%	5.8%

図表 41 退所時カンファレンスに出席することによる効果「その他」の回答例

- ・ 利用者の身体状況や家屋環境など、より詳細な情報を得る事ができる。
- ・ 他職種の方の福祉用具貸与に係る考え方や意見を知ることができる。
- ・ 受け入れる家族側の準備としても協力ができる。

h. 退所時カンファレンスでの多職種協働における課題や問題点

退所時カンファレンスでの多職種協働における課題や問題点は、「施設のリハビリテーション専門職の提案が在宅生活に適合していない場合がある」が 42.5%と最も多く、次いで「施設のリハビリテーション専門職の福祉用具や住宅改修に関する理解が不足している場合がある」が 36.6%であった。

「その他」の回答例は図表 43 に示すとおり。

図表 42 退所時カンファレンスでの多職種協働における課題や問題点【複数回答】

全体	不福祉用具に関する	施設のリハビリテーションに適合しない専門職の	提案がある在宅生活に適合しない専門職の	施設に関する理解が不足している住宅改修	ケアマネジャーの福祉用具や住宅改修	福祉用具専門相談員自身の知識・専門性	福祉用具専門相談員自身の発言力が	その他	無回答
325	119	138	85	25	47	35	55		
100.0%	36.6%	42.5%	26.2%	7.7%	14.5%	10.8%	16.9%		

図表 43 退所時カンファレンスでの多職種協働における課題や問題点「その他」の回答例

- ・ 施設側が自宅などの環境を把握していない。
- ・ 施設設備の福祉用具が比較的古く、その機種で指定がある。
- ・ 販売カタログから選定されて、全て貸与可能と思われる場合がある。
- ・ 病院と違い退所の際にカンファレンスを行う文化が薄いと感じる。
- ・ カンファレンスには呼ばれず、自宅の環境確認のみのケースもあるため。
- ・ 退所時カンファレンス開催日から実際の退所日までの時間がタイトすぎるケースがある。
- ・ 提案しても利用者・家族が専門職の提案を聞く傾向がある。あまり発言できない雰囲気がある。
- ・ 情報が来ない、共有が出来ているか不安。
- ・ 屋内評価等の機会、提案がない。

i. 退所後の居宅での福祉用具の利用状況の介護老人保健施設への伝達有無、およびその割合

退所後の居宅での福祉用具の利用状況の介護老人保健施設への伝達有無は、「伝達している」が21.3%、「伝達していない」が72.3%であった。

「伝達している」と回答した事業所が、退所して居宅に戻られた事例のうち、介護老人保健施設に伝達している割合は、「2割以上4割未満」および「8割以上10割未満」が20.3%と最も多かった。

図表 46、図表 47 を見ると、事業所の現場担当職(営業職)の人数が多い事業所や、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりがある事業所のほうが、「伝達している」と回答した割合が高い傾向にあった。

図表 44 退所後の居宅での福祉用具の利用状況の介護老人保健施設への伝達有無

全体	伝達している	伝達していない	無回答
325	69	235	21
100.0%	21.2%	72.3%	6.5%

図表 45 退所して居宅に戻られた事例のうち、介護老人保健施設に伝達している割合

全体	2割未満	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上8割未満	8割以上10割未満	10割	無回答
69	12	14	13	4	14	11	1
100.0%	17.4%	20.3%	18.8%	5.8%	20.3%	15.9%	1.4%

※図表 44 で「伝達している」と回答した事業所のみ回答

図表 46 退所後の居宅での福祉用具の利用状況の介護老人保健施設への伝達有無
(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全体	伝達している	伝達していない	無回答
全体	325 100.0%	69 21.2%	235 72.3%	21 6.5%
3人未満	82 100.0%	16 19.5%	59 72.0%	7 8.5%
3～4人	127 100.0%	25 19.7%	92 72.4%	10 7.9%
5～9人	75 100.0%	12 16.0%	60 80.0%	3 4.0%
10人以上	39 100.0%	16 41.0%	23 59.0%	0 0.0%

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

図表 47 退所後の居宅での福祉用具の利用状況の介護老人保健施設への伝達有無
(介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無別)

	全体	伝達している	伝達していない	無回答
全体	325 100.0%	69 21.2%	235 72.3%	21 6.5%
関わりがある	125 100.0%	42 33.6%	82 65.6%	1 0.8%
関わりがない	196 100.0%	27 13.8%	151 77.0%	18 9.2%

※「介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無」に無回答の場合は集計対象外。

j. 居宅における福祉用具の適合状況・利用状況の確認や用具変更の必要性などに関する情報の、介護老人保健施設のリハビリテーション専門職との共有有無、およびその割合

居宅における福祉用具の適合状況・利用状況の確認や用具変更の必要性などに関する情報の、介護老人保健施設のリハビリテーション専門職との共有有無は、「共有している」が 24.9%、「共有していない」が 66.2%であった。

「共有している」と回答した事業所が、退所して居宅に戻られた事例のうち、介護老人保健施設に伝達している割合は、「8割以上 10 割未満」が 21.0%と最も多く、次いで「2割以上4割未満」が 19.8%であった。

図表 50、図表 51 を見ると、事業所の現場担当職(営業職)の人数が多い事業所や、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりがある事業所のほうが、「伝達している」と回答した割合が高い傾向にあった。

図表 48 居宅における福祉用具の適合状況・利用状況の確認や用具変更の必要性などに関する情報の、介護老人保健施設のリハビリテーション専門職との共有有無

全体	共有している	共有していない	無回答
325	81	215	29
100.0%	24.9%	66.2%	8.9%

図表 49 退所して居宅に戻られた事例のうち、介護老人保健施設のリハビリテーション専門職と共有している割合

全体	2割未満	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上8割未満	8割以上10割未満	10割	無回答
81	13	16	15	6	17	11	3
100.0%	16.0%	19.8%	18.5%	7.4%	21.0%	13.6%	3.7%

図表 50 居宅における福祉用具の適合状況・利用状況の確認や用具変更の必要性などに関する情報の、介護老人保健施設のリハビリテーション専門職との共有有無
(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全体	共有している	共有していない	無回答
全体	325 100.0%	81 24.9%	215 66.2%	29 8.9%
3人未満	82 100.0%	17 20.7%	55 67.1%	10 12.2%
3～4人	127 100.0%	29 22.8%	85 66.9%	13 10.2%
5～9人	75 100.0%	19 25.3%	52 69.3%	4 5.3%
10人以上	39 100.0%	16 41.0%	22 56.4%	1 2.6%

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

図表 51 居宅における福祉用具の適合状況・利用状況の確認や用具変更の必要性などに関する情報の、介護老人保健施設のリハビリテーション専門職との共有有無
(介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無別)

	全体	共有している	共有していない	無回答
全体	325 100.0%	81 24.9%	215 66.2%	29 8.9%
関わりがある	125 100.0%	49 39.2%	74 59.2%	2 1.6%
関わりがない	196 100.0%	32 16.3%	139 70.9%	25 12.8%

※「介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無」に無回答の場合は集計対象外。

k. 利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無、およびその場面

利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無は、「あり」が 31.1%、「なし」が 61.8%であった。

「あり」と回答した事業所が連携を行っている場面は、「施設からの福祉用具に関する相談受付(個別利用者に関わらない相談)」が 57.4%と最も多く、次いで「施設での福祉用具の常設展示や販売(介護保険給付対象外の福祉用具や自助具)」が 37.6%であった。「その他」の回答例は図表 54 に示すとおり。

図表 55～図表 58 を見ると、福祉用具保管設備や福祉用具消毒設備がある事業所や、事業所の現場担当職(営業職)の人数が多い事業所、介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりがある事業所のほうが、「あり」と回答した割合が高い傾向にあった。

図表 52 利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無

全体	あり	なし	無回答
325	101	201	23
100.0%	31.1%	61.8%	7.1%

図表 53 連携を行っている場面【複数回答】

全体	個別利用者に関する新しいグッズ	施設入所者・家族への講話	施設職員への研修	施設職員との勉強会	(施設での福祉用具の常設展示)	販売(介護保険給付対象外)の福祉用具の常設展示	施設からの福祉用具に関する相談	施設からの福祉用具に関する相談	施設からの福祉用具に関する相談	施設からの福祉用具に関する相談	新規製品や展示会などの情報提供	補助金申請などのサポート	その他	無回答
101	37	5	15	22	8	38	58	35	30	15	3	2		
100.0%	36.6%	5.0%	14.9%	21.8%	7.9%	37.6%	57.4%	34.7%	29.7%	14.9%	3.0%	2.0%		

※図表 52 で「あり」と回答した場合のみ回答

図表 54 連携を行っている場面「その他」の回答例

- ・ 機種変更の提案、検討時
- ・ 靴などの選定 購入品の相談等
- ・ 弊社の相談会への誘致

図表 55 利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無(福祉用具保管設備の有無別)

	全体	あり	なし	無回答
全体	325 100.0%	101 31.1%	201 61.8%	23 7.1%
あり	197 100.0%	75 38.1%	113 57.4%	9 4.6%
なし	121 100.0%	25 20.7%	86 71.1%	10 8.3%

※「福祉用具保管設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 56 利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無(福祉用具消毒設備の有無別)

	全体	あり	なし	無回答
全体	325 100.0%	101 31.1%	201 61.8%	23 7.1%
あり	89 100.0%	41 46.1%	45 50.6%	3 3.4%
なし	229 100.0%	59 25.8%	154 67.2%	16 7.0%

※「福祉用具消毒設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 57 利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無
(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全 体	あ り	な し	無 回 答
全体	325 100.0%	101 31.1%	201 61.8%	23 7.1%
3人未満	82 100.0%	10 12.2%	64 78.0%	8 9.8%
3～4人	127 100.0%	41 32.3%	76 59.8%	10 7.9%
5～9人	75 100.0%	26 34.7%	45 60.0%	4 5.3%
10人以上	39 100.0%	24 61.5%	15 38.5%	0 0.0%

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

図表 58 利用者の退所時支援以外の介護老人保健施設との連携の有無
(介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無別)

	全 体	あ り	な し	無 回 答
全体	325 100.0%	101 31.1%	201 61.8%	23 7.1%
関わりがある	125 100.0%	72 57.6%	51 40.8%	2 1.6%
関わりがない	196 100.0%	27 13.8%	150 76.5%	19 9.7%

※「介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりの有無」に無回答の場合は集計対象外。

I. 施設向けに実施している福祉用具に関わるサービス

施設向けに実施している福祉用具に関わるサービスは、「施設入所者への退所前のデモ(有償・無償)」が58.8%と最も多く、次いで「施設入所者への自費レンタル」が43.1%であった。

図表 59 施設向けに実施している福祉用具に関わるサービス【複数回答】

全体	施設へのレンタル	施設へのリース	施設備品のメンテナンス	施設入所者への自費レンタル	施設入所者への有償・無償のデモ	無回答
325	96	22	60	140	191	59
100.0%	29.5%	6.8%	18.5%	43.1%	58.8%	18.2%

3) 要支援・要介護者以外の高齢者を対象とした福祉用具、住宅改修に関する取組の状況

a. 取組の実施状況

取組の実施状況については、「①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組」、「②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組」のいずれも、「実施している」と回答した事業所は3割未満であった。

図表 61～図表 66 を見ると、福祉用具保管設備や福祉用具消毒設備がある事業所や、事業所の現場担当職(営業職)の人数が多い事業所のほうが、「実施している」と回答した割合が高い傾向にあった。

図表 60 取組の実施状況

	全体	実施している	現在、把握していない が、過去に実施したことはない	現在、把握していない	無回答
①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組	325 100.0%	63 19.4%	47 14.5%	212 65.2%	3 0.9%
②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組	325 100.0%	91 28.0%	61 18.8%	170 52.3%	3 0.9%
③その他	325 100.0%	19 5.8%	13 4.0%	232 71.4%	61 18.8%

図表 61 取組の実施状況 ①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組(福祉用具保管設備の有無別)

	全体	実施している	現在、把握していない が、過去に実施したことはない	現在、把握していない	無回答
全体	325 100.0%	63 19.4%	47 14.5%	212 65.2%	3 0.9%
あり	197 100.0%	47 23.9%	36 18.3%	114 57.9%	0 0.0%
なし	121 100.0%	15 12.4%	9 7.4%	96 79.3%	1 0.8%

※「福祉用具保管設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 62 取組の実施状況 ②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組
(福祉用具保管設備の有無別)

	全 体	実 施 し て い る	と が 現 在 あ る に 実 施 し て い な い	把 握 し た こ と は な い ・	無 回 答
全体	325 100.0%	91 28.0%	61 18.8%	170 52.3%	3 0.9%
あり	197 100.0%	72 36.5%	46 23.4%	79 40.1%	0 0.0%
なし	121 100.0%	16 13.2%	15 12.4%	89 73.6%	1 0.8%

※「福祉用具保管設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 63 取組の実施状況 ①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する
取組(福祉用具消毒設備の有無別)

	全 体	実 施 し て い る	と が 現 在 あ る に 実 施 し て い な い	把 握 し た こ と は な い ・	無 回 答
全体	325 100.0%	63 19.4%	47 14.5%	212 65.2%	3 0.9%
あり	89 100.0%	22 24.7%	18 20.2%	49 55.1%	0 0.0%
なし	229 100.0%	40 17.5%	27 11.8%	161 70.3%	1 0.4%

※「福祉用具消毒設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 64 取組の実施状況 ②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組
(福祉用具消毒設備の有無別)

	全 体	実 施 し て い る	と が 現 在 あ る に 実 施 し て い な い	把 握 し た こ と は な い	無 回 答
全体	325 100.0%	91 28.0%	61 18.8%	170 52.3%	3 0.9%
あり	89 100.0%	37 41.6%	19 21.3%	33 37.1%	0 0.0%
なし	229 100.0%	51 22.3%	42 18.3%	135 59.0%	1 0.4%

※「福祉用具消毒設備の有無」に無回答の場合は集計対象外。

図表 65 取組の実施状況 ①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する
取組(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全 体	実 施 し て い る	と が 現 在 あ る に 実 施 し て い な い	把 握 し た こ と は な い	無 回 答
全体	325 100.0%	63 19.4%	47 14.5%	212 65.2%	3 0.9%
3人未満	82 100.0%	7 8.5%	4 4.9%	69 84.1%	2 2.4%
3~4人	127 100.0%	21 16.5%	20 15.7%	85 66.9%	1 0.8%
5~9人	75 100.0%	19 25.3%	17 22.7%	39 52.0%	0 0.0%
10人以上	39 100.0%	16 41.0%	6 15.4%	17 43.6%	0 0.0%

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

図表 66 取組の実施状況 ②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組
(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全 体	実 施 し て い る	と が 現 在 あ る が 、 過 去 に 実 施 し て い な い	把 握 し た こ と は な い ・	無 回 答
全体	325 100.0%	91 28.0%	61 18.8%	170 52.3%	3 0.9%
3人未満	82 100.0%	9 11.0%	9 11.0%	62 75.6%	2 2.4%
3～4人	127 100.0%	21 16.5%	27 21.3%	78 61.4%	1 0.8%
5～9人	75 100.0%	38 50.7%	19 25.3%	18 24.0%	0 0.0%
10人以上	39 100.0%	23 59.0%	6 15.4%	10 25.6%	0 0.0%

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

b. 1 事業所あたりの実施している取組の数

①～③の取組について、1事業所あたりの実施している取組の数をみると、「いずれも実施していない」が42.5%と最も多く、次いで「1つ実施」が18.5%であった。

図表 67 1事業所あたりの実施している取組の数

全体	いずれも実施していない	1つ実施	2つ実施	3つ実施	無回答
325	138	60	45	21	61
100.0%	42.5%	18.5%	13.8%	6.5%	18.8%

※「現在は実施していないが、過去に実施したことがある」と回答した場合を含む

c. 取組を実施していない理由

①～③の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した事業所が、取組を実施していない理由は、「取組を実施する体制が構築できない」が60.1%と最も多く、次いで「取組の採算性の確保が難しい」が30.4%であった。

図表 69 を見ると、事業所の現場担当職(営業職)の人数が10人未満の事業所では、「取組を実施する体制が構築できない」が最も多かった一方で、10人以上の事業所では「取組の採算性の確保が難しい」が最も多かった。

「その他」の回答例は図表 70 に示す通り。

図表 68 取組を実施していない理由【複数回答】

全体	が取組を構築できない体制	が取組の採算性の確保	ら施どのいたような取組をか	その他	て取組の必要性を感じ	無回答
138	83	42	39	7	15	5
100.0%	60.1%	30.4%	28.3%	5.1%	10.9%	3.6%

※図表 60 で①～③の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した場合のみ回答

図表 69 取組を実施していない理由(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)【複数回答】

	全体	が取組を 実施できない 体制	が取組の採 算性の確保	ら施どの ないのよう な取組をか 実施	その他	て取組の必 要性を感 じ	無 回 答
全体	138 100.0%	83 60.1%	42 30.4%	39 28.3%	7 5.1%	15 10.9%	5 3.6%
3人未満	50 100.0%	24 48.0%	17 34.0%	14 28.0%	3 6.0%	8 16.0%	2 4.0%
3～4人	63 100.0%	45 71.4%	17 27.0%	16 25.4%	3 4.8%	5 7.9%	2 3.2%
5～9人	16 100.0%	10 62.5%	4 25.0%	8 50.0%	0 0.0%	2 12.5%	0 0.0%
10人以上	7 100.0%	3 42.9%	4 57.1%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 60 で①～③の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した場合のみ回答
 ※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

図表 70 取組を実施していない理由「その他」の回答例

- ・ 経費、時間、労費が経営運営に支障圧迫が出る
- ・ 資金が確保できない
- ・ 多忙なため時間がない
- ・ 該当するケースがなかったため

d. 福祉用具貸与事業所として、要支援・要介護認定者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められた経験の有無

①～③の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した事業所が、福祉用具貸与事業所として、要支援・要介護認定者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められた経験の有無は、「あり」が 32.6%、「なし」が 64.5%であった。

図表 72 を見ると、事業所の現場担当職(営業職)の人数が多い事業所ほど、「あり」と回答した割合が高い傾向にあった。

図表 71 福祉用具貸与事業所として、要支援・要介護認定者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められた経験の有無

	全体	あり	なし	無回答
	138	45	89	4
	100.0%	32.6%	64.5%	2.9%

※図表 60 で①～③の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した場合のみ回答

図表 72 福祉用具貸与事業所として、要支援・要介護認定者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められ経験の有無
(事業所の現場担当職(営業職)の人数別)

	全体	あり	なし	無回答
全体	138	45	89	4
	100.0%	32.6%	64.5%	2.9%
3人未満	50	14	35	1
	100.0%	28.0%	70.0%	2.0%
3～4人	63	20	41	2
	100.0%	31.7%	65.1%	3.2%
5～9人	16	5	11	0
	100.0%	31.3%	68.8%	0.0%
10人以上	7	6	1	0
	100.0%	85.7%	14.3%	0.0%

※図表 60 で①～③の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した場合のみ回答

※「事業所の現場担当職(営業職)の人数」に無回答の場合は集計対象外。

e. 問合せや要望を受けた相手

福祉用具貸与事業所として、要支援・要介護認定者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められた経験があると回答した事業所が、問合せや要望を受けた相手は、「地域包括支援センター」および「利用者・家族」が53.3%と最も多かった。

「その他」の回答例は図表 74 に示すとおり。

図表 73 問合せや要望を受けた相手【複数回答】

全体	地域包括支援センター	近隣の福祉事業所 ・販売事業所	他の介護サービス事業所	利用者・家族	市区町村	都道府県	その他	無回答
45	24	2	12	24	6	0	3	1
100.0%	53.3%	4.4%	26.7%	53.3%	13.3%	0.0%	6.7%	2.2%

図表 74 問合せや要望を受けた相手「その他」の回答例

- ・ 地域住民やサービス企業、知らない人からの問い合わせ電話
- ・ 区役所生活保護係

f. 問合せや要望の具体的な内容

福祉用具貸与事業所として、要支援・要介護認定者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められた経験があると回答した事業所が、実際に受けた問合せや要望の具体的な内容は、図表 75 に示すとおり。地域や施設等でのイベントへの参加依頼や、自費レンタルの問合せ等が多く見られた。

図表 75 問合せや要望の具体的な内容_回答例

[福祉用具等に関する相談・対応]

- ・ 取り扱いのある福祉用具の確認。自費利用に関する問い合わせ等。
- ・ 介護保険をまだ申請していない状態で、福祉用具の貸与や販売を希望されたり、情報を知りたいと言う問い合わせがしばしばある。
- ・ 介護保険非該当の方への福祉用具の貸与及び工事の相談。
- ・ 介護認定非該当であっても身体状況によりベッドや車いす等を利用希望の方から自費での貸与の問い合わせ。
- ・ 認定を受けてなくても使える歩行器があるのかという問い合わせ。
- ・ 介護認定を受けていない方等からの特殊寝台の貸与の問い合わせが一番多い。
- ・ 自宅内に自費で階段昇降機の設置希望があった。
- ・ 介護保険外で手すりを付けたい。
- ・ シルバーカーの購入・杖やリハビリシューズの購入など。
- ・ くつや杖等、公費の対象にならない用具についての相談はよくある。
- ・ 紙おむつの種類・当て方、福祉用具の存在、説明。
- ・ 30代男性、ガン治療の方(ご家族よりTEL)退院にあたり、電動で動くベッドの用意が必要だと医者から言われたとの相談があった。/40代男性、ガン末期、医療で訪問看護利用の方ご本人より、点滴台を自費で借りたいとの相談があった。

[地域活動]

- ・ 地域包括支援センターやグループホームの地域イベント等へ参加し、福祉用具の展示や紹介を行っている。
- ・ 近隣在住高齢者向けのセミナー、地域包括支援センター主体の介護者教室等の展示、病院関係での勉強会、地域包括支援センターからの依頼の地域の催し物の展示、地域で行う全国規模が主催の福祉用具の展示。
- ・ 専門職なので健康等の知識を研修したり、福祉用具の普及を求められる。
- ・ 児童/高齢者等への福祉用具紹介。
- ・ 福祉用具のデモンストレーションを行い介護職員に説明。
- ・ 災害時の用具 Q&A、軽度者向けの展示、特定福祉用具販売品の説明。
- ・ 地域のフェスの参加依頼があった。
- ・ 見守りネットワークへの協力依頼。認知症サポーター養成講座への参加案内。

[その他]

- ・ 相談として、地域包括支援センターと連絡している。利用開始になったケースもある。

g. 取組事例の詳細(自由記述で回答いただいたものを一部掲載)

アンケート調査に回答いただいた事例のうち、「福祉用具や住宅改修に関連する取組_取組の主催者」が「貴事業所」と回答した事例について掲載する。

①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組

ア) 地域イベント等での福祉用具の展示・体験等

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	4	すべての方々	コンビニや道の駅へ“介護保険BO OK”“認知症BOOK”を置かせてもらい、住宅改修や介護保険の認知向上を図る。	-	【効果】 一般の方からの問い合わせが週1~2回取組前より増加。 【課題】 単独で行っているためカタログ代が負担としてあるため長期で行っていくかはやらない。	・福祉用具 貸与事業所
2	7	参加者、運営スタッフ	地元介護イベントやサロンなどへ出向き「福祉用具の種類や扱い方」の説明、実機のデモンストレーション、介護相談などを行う。AIによる「歩行分析」「口腔分析」を行い適した運動プログラムを実施する。	地域包括支援センター職員	【効果】 ・どこに相談すべきか、どのようなサービスがあるかなど、介護保険への不安を解消できた。 ・自分の歩きや口腔状態を把握することで予防できた。 ・いざ、介護保険を利用する時に当社へ福祉用具貸与等の依頼を受けた。 【課題】 ・後期高齢者の健康寿命を延ばすことにより、福祉用具の提供が先延ばしになる。継続的な計測による分析結果を伝え	・特になし (費用は発生していない)

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
3	9	・地域住民 ・介護支援 専門員	・福祉用具の常設展示 ・地元テレビ局で用具の使い方説明 ・地元小学生への会社案内 ・居宅支援事業所への勉強会	・地域包括支援セン ター職員 介護支援専門員	たいが、定期化させることと定期的に同 一者が参加されることが合わないといけ ない。 【効果】 自社の認知度、イメージアップ 【課題】 取組に関わる社員の通常業務時間の減 少	・福祉用具 貸与事業所

イ) 介護教室での講義等

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	3	薬局に来局の高齢者	薬局の待合室に、歩行器や手すりや杖などを展示。気軽に触れる機会を設け、利用に関する相談を福祉用具専門相談員が承れるようにしている。	-	【効果】 地域包括支援センターに繋げることで、介護保険の貸与の利用に繋がった。	・福祉用具 貸与事業所
2	3	地域の高齢者や家族	月1回～(2日間)福祉用具を展示し、チラシと共に用具説明を行い、実際に使ってもらっている。介護保険の説明会も行っている。	-	【効果】 介護保険の利用がわからず、説明すると喜ばれ、利用者側から介護支援専門員を紹介してほしいとの希望が多い。	・福祉用具 貸与事業所
3	6	地域住民、介護者等	地域包括支援センター・行政などからの依頼によりサロン等開催時に福祉用具を用いた勉強会の開催	・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員	【効果】 福祉用具等の認知を広める。 会社名を広める。	・特になし (費用は発生していない)
4	8	介護保険の認定を受けていない人(元気な人)	地域の公民館、集会所での福祉用具の展示を開催している。	・地域包括支援センター職員	【効果】 実際に高齢者や家族が自立支援のための知識を得ることができている。 実際に福祉用具に触れてもらうことで自分の生活にあった道具を理解しやすくなる。 また、まだ元気だから要らないと思っていた方にも早めの備えの大切さに気づききっかけにもなる。 【課題】 福祉用具の展示で見ただけで終わりになってしまっている。 せっかく福祉用具に触れることができても自宅でどう使うか、どう取り入れるかななどの実践まで繋がらないことが多い。	・特になし (費用は発生していない)

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
5	8	高齢者、障害者とそのご家族、地域の方	福祉用具の正しい使い方、安全に過ごすための住環境整備、介護が必要となった時の相談窓口のご案内	・介護支援専門員	<p>対策案として、福祉用具の展示の際に自宅でこのように使うといいですよ、などのアドバイザーを伝えるだけでもイメージがしやすくなると思う。</p> <p>【効果】 興味を持たれる方が多い。</p> <p>【課題】 定期的な開催を目標としたいが調整が困難な場合がある。</p>	・特になし (費用は発生していない)
6	20	高齢者や、障がいのある方。	定期的には高齢者が関心を引きそうなる福祉用具のチラシを作成したり、住宅改修に役立つ設備や部材の紹介チラシを配布。 (居宅介護支援事業所や市町村の高齢福祉課、病院のリハビリテーション室など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・理学療法士 ・作業療法士 	<p>【効果】 周知の結果、介護保険制度の、福祉用具貸与、特定福祉用具の購入、住宅改修や身体障害者の住宅改修補助金制度、日常生活用具、補装具の制度を利用してサービスを提供させて頂くことになるケースが数件ある。</p> <p>【課題】 公的な補助の対象にならないと、経済的な理由で購入等を諦める方もいらっしゃる。</p>	・福祉用具 貸与事業所

②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組

ア) 福祉用具の紹介、体験等

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	-	地域住民、利用者、利用者家族	地域サロンやイベントに応じた福祉用具の提供と商品説明、体験の実施。	・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員	【効果】 日常では触れることのない最新の福祉用具を 実際に体験し知ってもらうことができる。	・福祉用具 貸与事業所
2	2	居宅介護支援事業所、一般来場者	福祉用具の展示、説明会の実施。 自治体開催の福祉の日等への 出店	・自治体職員	【効果】 来場者へ広く福祉用具の意義について周知 できている 【課題】 会場へ来られない方への周知方法等検討し ていく必要がある。	・特になし (費用は発生してはいない)
3	2	地域の方、年齢問わず。	イベント時に福祉用具(置き型手すり、杖、自助具等)の展示、体験、住宅改修工事の事例紹介など。	・その他(メーカー)	【効果】 福祉用具や住宅改修工事について知るきっかけになる。 商品についての認識。 【課題】 集客の仕方。	・福祉用具 貸与事業所
4	3	地域包括支援センターの予防教室の参加者。 医療機関の受診患者。	地域包括支援センターから依頼をうけ、福祉用具や補助具のご紹介、相談販売を行った。医療機関の待合室をお借りして、福祉用具の相談会を実施した。	-	【効果】 福祉用具の提供、福祉用具の情報提供が効果的に行われた。	・福祉用具 貸与事業所
5	3	当社の営業エリアの地域住民・居宅介護支援専門員	新商品の展示。車いすの試乗。 住宅改修の相談。福祉用具(杖等)の販売	・その他(主催者)	【効果】 当社で、福祉用具、貸与や販売を行っている ことの認知。	・福祉用具 貸与事業所

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
6	4	地域住民	福祉祭り等へ参加し、介護用品の展示及び介護用品、例えば特殊寝台や車イス、セニアカー、スロープ、手摺り等を展示。又、車いすや特殊寝台、歩行器、杖等を直に触り、乗って頂く、身近に色々な物が有り、居宅にて安心して過ごせる事をアピール出来ればとの思いで実施協力させて頂いている。	・その他(当社福祉用具専門相談員)	【課題】 将来的に必要な方も多く、認知してもらっても今必要ないので、必要がある時に、居宅が支援されていて、当社が関わることができない場合もある。 【効果】 効果は目に見えて分らない。 福祉用具がどんな物があり、必要になったら相談してみようと思っただけだったらそれで良いと考えている。 【課題】 効果が反映されているか否かが分からないのが課題か。	・福祉用具 貸与事業所
7	4	地域(町内)の介護保険認定申請をされない方々、又今後介護が必要にならるであろう家族の方々が中心。	地域包括支援センターからの依頼により地域公民館などを会場に福祉用具説明会などを行う。 歩行補助用具、入浴用品、ポータブルトイレなどを展示し説明を行い、実際に用品を使用するなど。	・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・保健師	【効果】 実施した事業所からその後も継続的に仕事をいただけている。	・他の介護サービス事業所、地域包括支援センター
8	4	地域エリア方々・来場者・福祉活動関係者。	多目的ホールにて福祉用具、器具展示、商品体験ご案内、カタログ、チラシ等配置	・自治体職員 ・地域包括支援センター職員 ・その他	【効果】 参加団体の方々との交流、取り組み等が知れてとても良い機会。 【課題】 来場者が少ない。 イベント、交流日、開催日を地域エリア、他エリアに周知していただくこと。	・特になし (費用は発生していない)

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
9	5	地域住民	自治体で行われているイベントで福祉用具の展示、説明等。又、地域包括支援センターが軸となり、市営住宅の交流センターのような広場で、住人(住人以外も可)を対象とした福祉用具の展示、説明等。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 	<p>【効果】</p> <p>福祉用具を知っていても、使用方法や便利さを把握していない方たちには周知して頂く事が出来た。</p> <p>【課題】</p> <p>介護認定を受けていない方、要支援の方、要介護の方、又、介護を行っているご家族まで共通し、理解を深める事が出来るような用具の展示が課題だと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(費用は発生していない)
10	5	アクティビニア、福祉用具を利用している方のご家族。	展示会を開催。メーカーの協力を得て、さまざまな福祉用具に触れてもらう。	<ul style="list-style-type: none"> その他(一般市民) 	<p>【効果】</p> <p>触れたことのない福祉用具の理解が深まる。福祉用具提案時の理解があること。</p> <p>【課題】</p> <p>展示会場までの交通機関が悪いことがあるため会場選びが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(費用は発生していない)
11	5	一般市民	介護サービス事業者協議会と提携しての展示会の開催。(市や介護サービス事業者協議会主催の介護フェスへの参加)当社にショールームを常設しており、実際に手に取り・体感していただく事ができる。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 	<p>【効果】</p> <p>市民への広い周知ができる。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集客数は満足できる規模には達成できなかった。 会場の確保・運営経費を捻出するのに苦労している。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与事業所、公費
12	5	<ul style="list-style-type: none"> 介護者家族の会 地域住民 民生委員 来店客 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の使い方や介助方法のレクチャー 介護保険制度を利用するための住環境整備の説明 事務所に併設のショールームでの福祉用具の展示、使用方法説明 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 普段、福祉用具にかかわりのない方にも生活の中での福祉用具の重要性を認識してもらえた。 福祉用具の常設展示により、介護保険認定前の来店客も多数あり、必要と判断されるケースにはスムーズに介護保険サービスの利用につなげられている。(地域包括支援センターとの連携) 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(費用は発生していない)

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
13	6	地域包括支援センターのおお高年齢者、ご家族様	特殊寝台や手すり、車いす、歩行器、杖、入浴用品、介護シューズ、介護保険で貸与・購入出来る物を会場に設置し、お祭りに来た高齢者の方、ご家族様に、福祉用具ってこんな物があるんだな、手すりに捕まると立ち座りがこんなにスムーズに杖を使用すると安全且歩行が楽になるんだなど、実際に使ってみて試して貰うことで、福祉用具を知るきっかけ作りをした。	・地域包括支援センター職員	【課題】 ・勉強会は関係機関からの依頼があった場合のみの開催であるため、今後は事業所側からの発信で何か普及や啓発にかかわる取り組みができないかと模索している。 ・常設展示福祉用具の更新や増設について 【効果】 ・来場された家族より、これまで本人が1人で外に出たがらなかったが(転びそうで怖い)歩行器を使用した事で、転倒の心配が減り歩行のがスムーズになった為、外に出て散歩したいと言いきもちも明るくなった。 ・普段の生活の中では福祉用具を実際に見られる場所や専門の相談員がいらない為、誰に相談したら良いのか迷っていたので、展示会などがあるととても助かるとお声を頂いた。 【課題】 実際に展示会に来られる、お元気な高齢者やご家族が連れてきてもらえる方には満足頂けているが、会場に出歩いていけない方も多く、その方向けに何か福祉用具に触れる機会、交流の場を設けられたいと思う。	・特になし (費用は発生していない)
14	6	地域住民 要介護者、介護に携わっていない方	1. 団地住民が使用される想定 の福祉用具を展示(車いす・特殊寝台・手すり・歩行器・歩行補助杖・ミニスロープ・シャワーベンチ・浴槽手すり・浴槽台)した。住宅改修については手すりの見本展示、施工例を紙面上で紹介した。 介護相談室では同法人内の居	・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・その他(団地管理会社の方々)	【効果】 団地での展示会、介護相談室は来場された方々に福祉用具の紹介が行え、粗品として事業所内で作成した福祉用具ハンドブックと冷蔵庫に貼れるマグネットをお渡しした。 後日歩行補助杖ご利用について連絡が1件入った。 地域住民参加の展示会は今後開催予定なので効果の確認は行えない。	・福祉用具 貸与事業所

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
			宅介護支援事業所介護支援専門員が応対し、まだ介護に携わっていない方、介護に関する悩み相談室を開いた。地域包括支援センター協力あり 2. 展示会には、車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・歩行器・歩行補助杖・徘徊感知器・移動用リフトを設置する。 その他介護シューズ、入浴用品、腰掛便座、認知症の方向けロボットも展示する。団地住民の応対同様、介護に携わっている方、携わっていない方向けに介護相談室も開く。新たな催し物としてネイル体験も予定。		【課題】 団地での展示会、介護相談室はかなり前もって案内を行なったが、実際に参加された方は15名程の集客となった。 開催時間も団地内ということもあり、10時半～12時と短時間しか行えなかった。 各団地で展示会を行なうことも検討しているが、団地内ルールに合わせ催しものとなるので開催時間を広げられない。 事業所内で行う展示会は10～16時と一日開催が実現できるので、多くの地域住民の方を期待したい。	
15	7	地域一般の方。	地域の交流会で、カタログ配布。福祉用具機器を展示、使用方の説明や実際に体験してもらった。	・自治体職員	【効果】 福祉用具の周知してもらえる。 福祉用具の必要性を理解してもらえる。 【課題】 集客率が低い。	・公費
16	7	地域住民	介護用品の紹介、用具を使用しているのストレッチ、体操血管年齢等の測定	・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員	【効果】 自分に身体について意識、注意してもらえるようになったと思う。 他の人との交流も増える。 【課題】 新しい取り組みも入れて、楽しく参加してもらえるように工夫する。	・特になし (費用は発生していない)
17	7	介護者(家族)や介護用品に	福祉用具(歩行器・多点杖などの)、必要性や利用方法の説明	・自治体職員 ・地域包括支援	【効果】 介護制度の流れを理解していただいた。	・地域包括支援セン

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
		興味がある方 など	明 特定福祉用具・住宅改修の流 れを説明	センター職員	福祉用具や特定福祉用具の種類や、利用して もらい良さを理解してもらうことができた。	ター、公費
18	8	地域住民・民 生委員	福祉用具の展示や説明。地域 サロンでの講師。	・地域包括支援 センター職員 ・介護支援専門 員	【効果】 参加者からの相談等があり、販売や貸与につ ながることが一定数ある。	・特になし (費用は発 生していな い)
19	8	一般の方(参 加自由)	地域の「介護の日」に福祉用具 の展示会開催	・自治体職員 ・地域包括支援 センター職員 ・介護支援専門 員	【効果】 一般の方に福祉用具をご紹介することができ た。 【課題】 本業ではないので、時間を作るのが難しい。	・特になし (費用は発 生していな い)
20	8	高齢者、障害 者とそのご家 族	車いすやベッドなど大きな用具 だけではなく靴や杖、シルバー カーなど便利な用品など定期 的に展示、販売会を行い、今 困っている事などに対する相談 にも応じている。 用具を使用することでどんな効 果があるのか間違った使い方 をしていないか、など指導、相 談も合わせて行っている。	・その他(福祉用 具専門相談員)	【効果】 現在介護されている方、しているご家族だけ でなく、今健常者の方でも将来、実際に福祉 用具が必要になった時にどんな用具があるの か予め知識を得ることができる。 【課題】 地域的なことや開催するスペースなども考慮 すると、あまり広い範囲で広報することはでき ない。	・特になし (費用は発 生していな い)
21	10	事業対象者・ 介護中の方・ 介護専門職	福祉用具を通じて、現在介護 をしている方向けの介護負担 の軽減や、これから介護が必要 になるかもしれない方への商品 の説明や紹介。	・地域包括支援 センター職員 ・介護支援専門 員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・保健師	【効果】 その後、福祉用具を試してみたいとの意見が あったり、介護支援専門員から、先日紹介し ていただいた商品を提案したい利用者様がい ると相談が増えた。 【課題】 大規模な取り組みより、小学校の範囲内な ど、地域密着型で取り組んだ方が、参加者も	・特になし (費用は発 生していな い)

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
22	11	地域住民	地域包括支援センターからの依頼で地域コミュニティでの福祉用具、住宅改修の紹介、説明	・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員	参加しやすく、相談もしやすいように思う。 【効果】 福祉用具の使い方など理解していただいている 【課題】 地域住民の参加者が少ない	・地域包括支援センター
23	11	介護認定を取得前の高齢者	地域サロン等での介護予防教室、福祉用具体験会	・地域包括支援センター職員	【効果】 介護予防 【課題】 何年も継続して実施していると参加者の顔ぶれも固定化してくるため、都度内容の変更をするのが大変である。	・特になし (費用は発生していない)
24	11	高齢者や、高齢者をケアするご家族様の方。	PTの方と一緒に歩行に関する福祉用具を紹介した。歩行器、杖、車いすなど。	・地域包括支援センター職員 ・理学療法士	【効果】 杖の高さの合わせ方や、歩行器の種類の違いについて理解が深まった。	・特になし (費用は発生していない)
25	14	①地域住民 ②市民 ※一般を対象	①地域住民へ向けて福祉用具(介護用)の情報提供 元気なシニア向けに転倒予防用具を中心に商品紹介及び介護保険制度の案内 ②テーマ 健康フェア+介護をテーマに10年ほど運営員として参加 来場者への福祉用具の啓蒙 福祉用具を活用した事例を紹介 福祉用具に触れてもらう取り組みを中心にした制度などの案内を行う	・①地域住民 ・②地域企業からなる運営委員会	【効果】 少数ではあるが、福祉用具の案内、相談を受けた事例はある。 【課題】 ・イベントのテーマが健康な方向けが中心の為、介護や福祉用具に関心は少ない。 ・運営会議から準備当日参加まで多くの時間を要し通常業務等にも支障はある。 ・休日開催が多く、事業所は社員の配置についてでも多くの配慮が必要となる(休暇・手当等)。 ・訴求効果に乏しく費用対効果は低い(イベントでの売り上げは見込めない)。 ・福祉や健康をテーマにするイベントは、主催	・①特になし (費用は発生していない) ・②福祉用具貸与事業所

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
26	16	介護認定者・ 家族他	地域のイベントや祭等で地域 包括支援センター等と連携し、 福祉用具を展示	・地域包括支援 センター職員 ・介護支援専門 員	者側もボランティア的感覚が多く感じる。 【効果】 地域住民の方に福祉用具を身近に感じてい ただけている。 【課題】 イベント自体の集まりが悪いと福祉用具に触 れる人数も減る。	・特になし (費用は発 生していな い)
27	20	主に県内で医 療福祉職 に関わる方 を中心に、一般 の方から学生 まで多岐に渡 る層を対象とし ている。	車いす、ベッド、歩行器、リフ ト、入浴補助具など、最新の福 祉用具を展示し、メーカー担当 者や専門相談員による商品説 明や体験を通し、質の高い介 護に繋がっていただく機会とす る。 介護や医療、福祉に関するセミ ナーを中心に、その他、趣味・ 教養に関するそれらも加えた企 画により、一般の方々も参加で きるよう留意している。	・自治体職員 ・地域包括支援 センター職員 ・介護支援専門 員 ・理学療法士 ・作業療法士 ・医師 ・看護師 ・その他(社会福 祉協議会)	【効果】 理解と関心の向上:最新の福祉用具を実物体 験することで、利用者・家族の福祉用具への 理解が深まり介護環境の改善に繋がる効果 を感じる。 専門職の知識共有:現場で直面する課題や解 決策を共有することで、サービスの質向上や 事業所間の連携強化に繋がる効果が期待で きると感じる。 地域の支え合い意識の醸成:住民・専門職・ 行政が同じ場で交流することにより、地域包 括ケアの実践に向けた相互理解が進むきっか けとなるイベントになり得ると感じる。 【課題】 イベントの特性上、業界に関係する方々で関 心の高い層に参加が集中する傾向にあるた め、一般の方々など含めもっと多くの県民の 皆さんを集客し、関心を高めるイベントに成長 させていきたいと考える。 運営体制・人員確保に関して、準備・設 置・当日対応に多くの人手が必要である。 参加満足度や理解度の向上をどのように定量 的に評価するかが課題と感じる。アンケートの 実施等の検討など。	・福祉用具 貸与事業所

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
28	35	地域のアクティ ブシニア	車いすやストレッチャーなどの 避難にも使える商品や自具 等の紹介を行った。説明の後、 実際に使用してもらおう体験型で 開催。	・地域包括支援 センター職員	<p>本イベントは、介護保険サービスの理解促進と地域連携の強化に大きく寄与する有意義なイベントと思う。</p> <p>今後は、一般の方を含めより幅広い層への情報発信、地域団体との協働体制の整備、継続的な評価・改善を行うことで、地域全体で支え合う介護環境の実現に繋げていくイベントとしていく必要がある。</p> <p>【効果】 地域住民の方は喜んでいただけたと思うが、目立った効果はない。</p> <p>【課題】 行政が取りまとめているわけではないので、各地域や自治会によって取り組みは濃淡あるため、前向きに取り組むところは毎年のようにお声掛けいただくが、全く活動していないところも多くある。</p> <p>ほぼ全イベント費用が出ない。サンプル等の費用や人件費は出ないため、積極的には参加しにくい。</p> <p>他の福祉イベントのようなものでも、ほぼ予算取りされていないことが多く、福祉用具は無償で動く、無償でノベルティグッズを用意する、ということが定番になっているように感じる。ボランティアありきのイベントは止めた方が良いと思うが、「ボランティア当たり前」の風潮自体が福祉業界最大の課題だと思う。</p>	・ボランティ ア

イ) その他

No.	事業所規模 (営業職の人数)	対象者	取組内容	取組の関係者	取組の効果・課題	財源
1	7	地元高齢者、 認知症の方、 ご家族様	社内カフェスペースで「認知症 カフェ」を開催	・地域包括支援 センター職員 ・介護支援専門 員	<p>【効果】 定期的な開催により、参加することを楽しみに されている。福祉用具知識や介護保険制度の 知識を得られる。簡単な脳トレやレクリエー ションで気分転換できる。お茶しながら会話な ど交流する機会ができた。</p> <p>【課題】 カフェスペースの問題で約20名が定員の為、 参加できない方もいる。同じ方々が楽しみに して来店されますが、嬉しいことに継続で利用 して頂けるために、新しい方が入りづらい雰 囲気になってしまっている。</p>	・利用者本 人(参加費 を徴収する 場合等)

2.2.2 ヒアリング調査

(1) 調査の目的

アンケート調査結果を踏まえて、効果的な分析や広く活用可能な事例の抽出を行う観点から、補完が必要な情報や、取組内容の詳細等を確認するとともに、そのような取組が発生しやすい要因を模索するため、回答のあった福祉用具貸与事業所の一部に対してヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象の抽出条件および調査対象

アンケート調査の回答内容をもとに、以下の観点で調査対象を1事業所ずつ選定した。

図表 76 調査対象

事例	選定における観点	所在地	法人内事業所数	調査対象事業所の規模(事業所の現場担当職(営業職)人数)	サービス種別
1	介護老人保健施設からの退所時支援において、福祉用具専門相談員が積極的に参画している	A 県	5	18	福祉用具貸与(予防含む)、特定福祉用具販売(予防含む)
2	高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組を実施している	B 県	1	4	福祉用具貸与(予防含む)、特定福祉用具販売(予防含む)
3	地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組を実施している	C 県	1	7	福祉用具貸与(予防含む)、特定福祉用具販売(予防含む)

(3) 調査時期

令和8年1月に実施した。

(4) 調査方法

オンラインにより実施した。

(5) 調査項目

主な調査項目は以下の通り。

図表 77 主な調査項目(福祉用具貸与事業所向け)

<p>1.基本情報</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 法人・事業所の概要(事業所数、サービス種類、従業員の人数・職種等) <p>2.事業所における独自の取組内容について</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 取組の実施内容について➤ 取組を開始するに至った経緯について➤ これまでの取組実績について➤ 取組効果(KPI)など <p>3.退所時支援について ※該当する事例の場合</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 退所前カンファレンスの参加状況➤ 介護老人保健施設との連携状況、連携体制について➤ 退所時支援で介護老人保健施設の専門職から求められること➤ 退所時支援で工夫していること、課題 <p>4.要支援・要介護認定者を除く高齢者に対する支援について ※該当する事例の場合</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 要支援・要介護認定者を除く高齢者や地域住民に向けた取組の実施状況➤ 市区町村や都道府県からの要望や連携状況➤ 多職種協働の体制➤ 要支援・要介護認定者を除く高齢者に関するニーズや課題について <p>5.その他</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 介護保険サービスに限らず、福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員に求められていること、課題➤ 介護保険サービスに限らず、今後取り組みたいこと
--

(6) 調査結果

事例1:介護老人保健施設からの退所時支援の取組

1) 退所前カンファレンスの参加状況、退所時支援の取組状況

- ・ 背景として、当社は以前グループ会社に属していたが、その会社が廃業した。そのうちの福祉用具部門が、現在の会社として独立した経緯がある。そのため、介護老人保健施設へ積極的に営業してきたというよりは、元々属していたグループ会社の他の部門が当社同様に独立後、社会福祉法人を立ち上げたり、グループ会社の退職者が介護老人保健施設や介護老人福祉施設に従事することもあり、当事業所とのつながりも深くなっている。
- ・ 福祉用具等の常設展示は病院・施設等から頼まれた場合に開催している。小規模で展示し、販

売もしている。

- ・ リハビリテーション専門職へのフィードバックについても、当事業所と先方の施設の管理者同士の関係性が強いとため、関係性・距離の近さが背景として、情報連携が実施できている。
- ・ 通常は営業が病院・施設等へ訪問するが、当社はモニタリングに力を入れており、モニタリングの際に福祉用具等の選定を行うこともある。そのため、退所時カンファレンス等の機会に参加する回数が比較的多いのではないかと。
- ・ モニタリング担当は理学療法士の有資格者が担っている。専門性があるから担当をしているわけではないが、知識が役立っているようである。

2) 介護老人保健施設との連携体制について

- ・ まったくつながりのない介護老人保健施設との連携関係はなく、情報交換をあまりしていないのが現状である。連携体制としては、介護老人保健施設の退所者から介護支援専門員に相談があり、その後、当事業所に繋がる場合が主である。
- ・ 介護老人保健施設と親しい関係性があつたとしても、利用者に関することは介護支援専門員を必ず介して連携している。当法人のうち、ある事業所では病院のリハビリテーション専門職と連携して、住宅改修等を実施することもあると聞いている。具体的には、リハビリテーション専門職が在宅へ訪問し、家屋の状況を福祉用具貸与事業所へ連携してくれ、相談を受けるといった内容であった。

3) 取組効果(KPI等)など

- ・ 介護老人保健施設との連携をすることにより、退所後の自宅整備がスムーズであると感じる。事前の連携が取れていると、退所後の再調整等が不要になる。利用者の家族の方も福祉用具の必要性やサイズ感などについて不安感を抱くことも多く、解消にも繋がると感じる。
- ・ 退所時支援として、退所前カンファレンスの参加、退所前訪問、デモ貸出といった取組を実施している。デモ機は無償貸出とし、退所前に事前に使用いただいている。

4) 退所時支援で介護老人保健施設の専門職から求められること

- ・ そもそもそういった求めが無いところが課題である。役割や助言が求められるような専門性が必要と感じている。具体的な商品を指定されることはあるが、どういった利用者がいて、どういった用具が適切かという問いかけはない。会議体などに呼ばれた際には、こちらからも積極的に発言していきたい。

5) 退所時支援で工夫していること、課題

- ・ 以前の会社に関わる背景が業務に繋がっているところであり、それ以外の取組は実施できていないところである。

6) 介護保険サービスに限らず、福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員に求められていること

- ・ 要介護前の高齢者への支援は、これまで踏み込んで実施できていないのが正直なところである。
- ・ 手すりを借りていただく際、希望があれば電動ではないベッドも貸し出しているが、手すりの貸与なしでベッドだけ借りることができないかという相談があった。自立支援に繋がるのであれば、対応も検討できるのではないか。

7) 課題、今後取り組みたいこと

- ・ 福祉用具専門相談員が他の専門職からの指示を待っている状況は改善しなければならないと感じている。
- ・ これまで、スピード感を持った対応で事業として成立していたところだが、利用者の事例検討をすると、ベテランの職員であれば、手すりだけでよいとすぐに判断できるが、経験の浅い職員は他の福祉用具も複数選定してしまう傾向がみられる。利用者像を踏まえ、機能訓練等の成果も想定し、今後、利用者がどのように経過していくのかを想像できる必要がある。どうしても複数の福祉用具を貸与することを検討しがちである点は改善の余地がある。

事例2:高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組

1) 社会福祉協議会と連携したサロン、地域の公民館における福祉用具等の紹介やデモ体験の取組

- ・ きっかけは、お客様で社会福祉協議会の方がおり、取組の依頼があったことである。具体的には、サロンの場で福祉用具等の説明をしてほしいとの内容で、1回のみであるが実施した。地域の公民館にて、比較的自立されている方に参加してもらい、福祉用具の紹介や体験を実施した。
- ・ 比較的元気な方を対象としていたため、取組では介護保険対象種目では歩行器と多点杖を持参した。また、要支援・要介護認定者や事業対象者もあり、シルバーカーと多点ゴムも用意した。実際の参加者6名のうち3名はすでに要支援・要介護認定を受けていた方で、残りの3名は認定を受けていない方であった。要支援認定を受けている方は、担当の介護支援専門員がおり、通所介護にも通っていた。他の福祉用具貸与事業所を利用している方はいなかったため、その後、当事業所でのサービス提供につながったことがあった。

2) これまでの取組実績について

- ・ 現在は取組を1回のみ実施したところではあるが、今後、当地区の各サロンで福祉用具等の紹介やデモ体験といった取組の実施について検討されると聞いている。サロンや公民館での取組の機会が、これから増えるかもしれない。
- ・ 過去に、当事業所単独ではなく、県の社会福祉協議会からの依頼を受けて、日本福祉用具供給協会のブロック支部として取組に参加した実績もある。県の社会福祉協議会が主催する「介護

者の集い」のイベントのなかで、ブロック内の日本福祉用具供給協会の会員事業所が協力し合い、福祉用具に関する説明をしたこともある。

3) 取組効果(KPI 等)など

- ・ 参加者のうち 1 名は杖先の多点ゴムの購入につながった。もう 1 名は歩行器の貸与や住宅改修での手すりの取り付けにつながった。

4) 市区町村や都道府県からの要望や連携状況

- ・ 行政等からの大規模な依頼になると、事業所として受け入れることは限界があり、日本福祉用具供給協会として受け入れて対応することもある。

5) 多職種協働の体制

- ・ 当事業所が参加した取組では、1回のサロンに多職種が参加するのではなく、サロンごとに様々な専門職を招いて開催していた。サロン自体が小規模で参加者も少ないため、複数回に分けて様々なテーマの取組をしているのではないかと考える。

6) 要支援・要介護認定者を除く高齢者に関するニーズや課題について

- ・ 地域包括支援センターも介護予防のイベント等を実施していると思うが、そこには入り込めていない。今後、まだ要介護認定を受けていない段階で、早期から介入をしておくことで、将来、介護が必要となった際に当事業所でサービス提供できるようにつなげられるとよいと考える。
- ・ 4年前に関わった事例であるが、102歳の利用者に対し、自宅で入浴するためのバスボードを用意してほしいとの依頼を受けたことがあった。その後、その利用者の息子が介護が必要になった際、当事業所へ依頼があった。利用者に接する際には、次の依頼にもつながることも意識して丁寧に対応するように心がけている。
- ・ 当事業所は店舗を有しているため、介護認定を受けていない方が、介護に関する相談に来られることは多くある。認定を受けているかを確認し、認定を受けていない場合には介護保険制度の説明をして地域包括支援センターにつなげる場合もある。店舗内では、介護保険給付対象の商品だけでなく、ウォーキングボール等も取り扱っている。健康用品等は取扱っていない。

7) 介護保険サービスに限らず、福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員に求められていること

- ・ 介護保険の利用状況について、福祉用具の購入のみ、住宅改修 1 回のみといった、認定は受けているが介護支援専門員とのつながりが少ない利用者から相談を受けることがある。先月も在宅高齢者の方がトイレで倒れ、家族や介護支援専門員に電話してもつながらず、当事業所を頼って電話がかかってきたことがある。
- ・ 相談のあった在宅高齢者のなかには、けが等の一過性のもので、早期の回復が見込まれるため、介護認定の申請をしても認定がつかないと思われる方もおり、引き継ぐ先の線引きが難しい。判

断できない場合、一度は、地域包括支援センターにつなげるようにしている。その結果、介護支援専門員から「要支援・要介護認定がつかなくても自費で対応してほしい」と依頼があれば引き受けている。

8) 課題、今後取り組みたいこと

- ・ 県内で日本福祉用具供給協会に入っていない福祉用具貸与事業所のうち、健康用品の展示会をしているような事業所もある。そのような、早期から在宅高齢者へ介入する取組もできればよいが、当事業所の規模として開催が難しいところである。

事例3:地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組

1) 地域の介護イベント「ふくしまつり」「まちなかサロン」等への参画、認知症カフェの取組について

- ・ 市の方針として健康寿命を延ばしたいということで、市内の地域包括支援センター、町内で認知症への取組をしている組織が福祉関連のイベントを開催している。その中で福祉用具の提案だけでなく、歩行分析や口腔分析などを実施し、運動と組み合わせて福祉用具の提案などを行っている。
- ・ 他にも、未来の福祉人材を育てるための取組として、福祉・介護業界に関する教育イベントを開催しており、介護支援専門員や医師など、医療・介護業界に関わるあらゆるサービス事業所を対象に、地域の中学校で職業紹介の機会がある。
- ・ 認知症カフェは事業所の展示スペースの一部をカフェスペースとして区切り、既に運営されている「ゆうカフェ」を参考にしながら運営を開始した(市内9か所)。きっかけは、当事業所社長の方針によるところであり、介護用品の展示スペースを活用し、地域の方々の交流、認知症の方々が集まれる場所を作りたいということで始まった(開設から5年程度)。当初の利用者は10名程度だったが、現在は20名程度が参加しており、運動やお茶をしながら会話し交流している。また、当社では寝具リース等の業務も行っており、その中でおしぼりを畳む業務を参加者に実施いただいている。当初は30分で800枚程度対応していたが、今は作業にも慣れて1,600枚できるようになっている。作業いただいている方にとってはお金にはならない作業だが、社会貢献の一部として携われているというところをくみ取ってくださり、他の認知症カフェに比べて来場者数が多くなっている。
- ・ 認知症カフェの運営費については市から補助があるところだが、当社社長の方針もあり、ボランティアで実施している。認知症カフェの対応は事業所の管理者が実施しているが、イベントなどではシルバー人材の方や認知症サポーターの方にも協力いただいている。

2) 取組を開始するに至った経緯について

- ・ 地元企業のため地元密着ということもあるが、他の事業所の参入が増えてきたことで福祉用具貸与サービスにおいても競争がでてきた。地域のなかでどのように生き残っていくか考えた際、

要介護認定が出てから利用者へ関わるだけではタイミング的に遅いと感じ、これから介護に関わっていく方への関与を始めようということで開始し、当社店舗に相談いただく方が多いことに着目した。まずは介護相談も含めて福祉用具専門相談員が、福祉用具を提供できること、介護保険でこういったサービスが受けられるのかを説明し、安心してサービスを利用できる環境づくりが必要と考え、地域の各種イベントへ参加するようになった。

- ・ 介護保険制度を知らない方々は、市役所や地域包括支援センターへ相談する前に、当社へ相談に来る方が多い。よって、事業所から市役所や居宅介護支援事業所へ連絡をすることも多くなり、他の福祉用具貸与事業所よりも早く利用者にアプローチできる。
- ・ 当市は小さな町であるため、病院寝具、清掃などの業務の多くを当社が行うことによって、地域の介護・医療関係者とはもともと関係性がある。介護保険制度ができた当初よりサービス提供しているため、地域包括支援センターとのつながりも深い。関係性の継続については各福祉用具専門相談員の尽力もあると思う。

3) これまでの取組実績について

- ・ 小さなサロン開催等は年 10～15 回、大きなイベントは3～4件である。その他、歩行分析などを提案し、主催者に企画いただくこともある。
- ・ 認知症カフェは月1回開催している。よって、これまでの5年間で計 60 回程度開催している。

4) 取組効果(KPI 等)など

- ・ 当事業所の福祉用具利用者数が少しではあるが増えたと思う。イベントを通じて会社を知ってもらったことで利用が開始されたこともある。
- ・ イベントを通じて福祉用具を知っていたため、介護が必要になった際に声をかけてくださった方や、住宅改修の相談を受けたこともある。福祉用具サービスの認知度も向上したと思う。

5) 市区町村や都道府県からの要望や連携状況

- ・ 市内だけでなく近隣の市町村など、様々なところからも声をかけていただき、イベントに参加したことがある。小さな町とも連携をしながら福祉に関する協力をご提案しているところである。

6) 多職種協働の体制

- ・ 地域全体で取り組んでおり、特定の事業所や専門職と密接に体制を組んでいるわけではない。訪問介護や訪問看護等、福祉用具事業所に限らず他のサービス事業所も体制に参加しており、イベント等があれば全員で対応する地域である。
- ・ 市が提供している情報連携システムがあり、当地区の介護医療機関が共通の情報を得ることができる。システムを通じて各事業所がイベント情報などを得て参加・不参加を表明している。

7) 要支援・要介護認定者を除く高齢者に関するニーズや課題について

- ・ 本人が介護保険についての情報を早く入手できることがまずは重要である。介護保険サービス

を使った方が良さそうな利用者もいるが、知らないために使わないということがまだある。福祉用具のみならず介護サービスとは何かをまずは知っていただくことが地域内での課題になっている。その点について、福祉用具貸与事業所として何ができるかを考えている。

- ・ 店舗では基本的には介護用品を取り揃えているが、ご家族からご両親へのプレゼントなどに使われるような靴や杖なども取り揃えている。市民病院の側に立地しているため、そういった方々向けの一般商材も取り扱っている。これから必要になりそうなサービスなどの話題まで会話が膨らむこともあり、相談窓口のニーズを感じている。
- ・ 介護相談では、入院から在宅に戻るための第1歩として、福祉用具の中でも手すりや歩行補助つえを使うことが多い。そのため、福祉用具専門相談員が各種イベントへ参加することで、どこに依頼すればよいかというきっかけ作りができる。地域包括支援センター、介護支援専門員のなどにも、まずどこに声をかけるとよいかという点で認知度を向上させることにも繋がると感じる。

8) 介護保険サービスに限らず、福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員に求められていること

- ・ 利用者にあった商品を如何に選定するかがポイントになる。しかし、介護支援専門員や利用者本人・家族からのニーズなども様々であり、必ずしもマッチした福祉用具を選定しきれないケースも多いと思う。歩行器を提案しても歩行補助つえで大丈夫と固執されてしまい、数日後、転倒して骨折したという事例もある。福祉用具専門相談員として専門性をもってしっかり提案・選定していくことが重要と思う。
- ・ 本人が「まだ大丈夫」といっても、必ずしもそうではないことをいかに理解いただくかが最も難しい。介護保険をまだ利用していない方の中には、店舗に来ることもなく、外出機会も少ない高齢者もいる。そういった方々に如何に外出してもらい、QOL を向上してもらおうのかということも地域としての課題として難しく感じている。

9) 課題、今後取り組みたいこと

- ・ 福祉用具事業所は全国平均価格などの影響もあり、価格を上げていくようなサービス形態ではない。一方、仕入れ値は上がってきているため事業所としての利益確保が難しく、事業所として生き残っていくことも難しい。介護保険の給付対象のベッドを利用している方に対する布団の貸与やクリーニング対応等、介護保険外のサービス提供も検討していく必要があると考えている。また、障害者も65歳以上になると介護保険の利用が優先となるが、なかなか見えない壁があり対応できていないところがある。障害から介護への連携がとれれば介護保険に移行した際の対応も当社として対応していけるのではないかと考えており、障害者向けの特設寝台の提供なども検討しているところである。
- ・ イベントなどの開催に関する課題はないが、今後の利益にいかに関わる取組ができるかが懸念である。今後も将来につながるようなイベントに呼んでもらえると嬉しいと思っている。また、中学・高校での教育イベントは継続いただくと嬉しいと考えている。

2.3 実態把握のまとめ

(1) 自治体における要支援・要介護者以外の高齢者を対象とした福祉用具、住宅改修に関する取組

自治体向けアンケートでは、要支援・要介護認定者以外の高齢者に対する取組状況を調査した。対象とした取組は、「①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組」、「②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組」、「③介護保険の福祉用具貸与・販売や住宅改修の対象とはなっていない高齢者に対する福祉用具の貸与・購入や住宅改修にかかる費用の給付」、「④その他」とし、実施の有無について確認したところ、「いずれも実施していない」と回答した自治体が62.6%と最も多く、2つ以上実施している自治体は1割程度であった。また、地方公共団体の区分別にみると、1つ以上実施している自治体の割合が政令市では7割以上、特別区では約9割であった一方で、その他の区分では「いずれも実施していない」が半数以上であり、自治体規模により傾向が異なっていた。実施している取組について、自由記述にて詳細を回答いただいたが、福祉用具専門相談員の関与がある事例は①計17件、②計45件、③計19件であった。

①～④の取組全てに「実施したことはない・把握していない」と回答した自治体が、取組を実施していない理由は、「取組を実施する体制が構築できない」が46.3%と最も多く、地方公共団体の区分別では、政令指定都市や中核市では「取組の必要を感じていない」、広域連合等では「どのような取組を実施したらよいかわからない」が最も多く、効果的な取組の普及や体制構築が課題として挙げられた。

実態把握で収集した取組事例において、在宅高齢者に対する個別相談や自宅訪問といった個別支援や、通いの場・サロン等の集団活動および介護者向けの講座や地域住民向けの展示会といったイベントにおける集団支援に福祉用具専門相談員が参画していた。また、福祉用具専門相談員を活用した取組を実施している自治体に対し、ヒアリング調査を実施したところ、共通意見として、介護予防の段階から福祉用具専門相談員が在宅高齢者に関わることで、介護保険給付対象の福祉用具・住宅改修に限らない支援の提案があることを高く評価していた。利用者だけでなく家族との関係性や、住環境に関する情報収集、福祉用具を利用する際のモニタリングといった、福祉用具専門相談員の専門性を生かすことができ、地域の在宅高齢者に対しても支援の効果が期待される。また、多職種協働について、地域ケア会議で様々な職種の関わりが生まれ、連携体制が構築された自治体もあり、地域ケア会議への福祉用具専門相談員の参画も望まれる。

また、ヒアリング調査を実施した自治体のなかには、要支援・要介護認定を受ける前の元気な高齢者が、福祉用具等の商品やサービスを知ることによって、重症化する前に早期の対策ができる点を、取組効果として挙げていた。さらに、福祉用具等を実際に体験することによって、自宅で過ごすことができた事例もあり、施設ではなく在宅で生活を続けられることに気づく機会にもなっている。福祉用具の普及・啓発における課題に対し、各自治体では、豪雪地域における福祉用具や住環境整備に向けた取組や、高齢者世帯の多い地域での認知症カフェの開催等、それぞれの地域課題に合わせた取組を実践しており、取組を実施していない自治体についても、自治体内での課題把握を行い、地域のニーズに合わせた取組の検討・実施が求められる。

福祉用具専門相談員との連携体制について、ヒアリング調査を実施した自治体からは、自治体がサービス事業所の情報をほぼ把握しているケースや、自治体と福祉用具貸与事業所とのこれまで構築

した関係性によるケースがあり、自治体により体制構築のあり方は様々であった。実態調査の結果から、自治体内に福祉用具貸与事業所がないと回答した自治体が3割弱であり、地域によっては福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員が不足していることも課題である。また、福祉用具貸与事業所の性質上、積極的な取組は営業と連動しやすく、特定の事業所のみとの連携体制にならないよう、地域の実情に合わせた連携体制の構築や、福祉用具専門相談員や福祉用具貸与事業所の職能団体等を活用するといった公平性を担保した関係構築が望まれる。また、取組にあたって、福祉用具貸与事業所がデモ機の貸出等を行っているにも関わらず、無償で取組に参加している場合が多いことも課題として挙げられ、事業として取り組むことが求められるが、枠組みが狭いと事業を実施していても補助金として認められない場合があり、事業費の枠組みの中では費用が使いにくいとの声もあった。地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業や任意事業等)の更なる活用も期待される。

(2) 福祉用具貸与事業所における要支援・要介護者以外の高齢者を対象とした福祉用具、住宅改修に関する取組

福祉用具貸与事業所向けアンケートでは、要支援・要介護認定者以外の高齢者に対する取組状況を調査した。対象とした取組は、「①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組」、「②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組」とし、1事業所あたりの実施している取組の数を見ると、1つ以上実施していると回答した割合は計38.8%であった。①②の取組どちらも「実施したことはない・把握していない」と回答した福祉用具貸与事業所について、取組を実施していない理由は、「取組を実施する体制が構築できない」が60.1%と最も多く、次いで「取組の採算性の確保が難しい」が30.4%であった一方で、要支援・要介護認定者以外の高齢者への支援に関する問合せや要望を受けたことや、自治体から取組への参加を求められた経験の有無は、「あり」との回答が32.6%であり、問い合わせは受けているものの、在宅高齢者に対する関わりや取組の機会は多くはない現状であった。

福祉用具貸与事業所の取組として、実態把握で収集した取組事例では、通いの場・サロン等の集団活動および介護者や地域住民向けの講座・デモ体験といったイベント等の開催や、事業所内の店舗や事業所外(公民館・集会所、薬局、スーパー等の商業施設等の活用)での相談窓口の設置、在宅高齢者や地域住民に向けた商品(介護用品、健康増進グッズ等)の販売・展示等が挙げられた。また、「①高齢者への介護予防に資する支援のうち、福祉用具や住宅改修に関連する取組」、「②地域住民への福祉用具、住宅改修の普及・啓発の取組」を実施している福祉用具貸与事業所に対し、ヒアリング調査を実施したところ、①の取組を実施している福祉用具貸与事業所では、社会福祉協議会と連携したサロンや、地域の公民館における福祉用具等の紹介やデモ体験を実施していた。取組がきっかけとなって、当該事業所への福祉用具サービスや住宅改修等の依頼につながったケースもあり、早期から介入しておくことの効果を挙げていた。②の取組をしている福祉用具貸与事業所では、地域の介護イベント等への参画や、認知症カフェを開催していた。これからの福祉用具貸与サービスにおいて、要介護認定後に利用者へ関わるだけでは遅く、要介護状態に至る前の方への関与として、地域の方々の交流や認知症の方々が集まれる場所を作る目的で、認知症カフェの開催に至っている。地域の介護イベント等については、市が提供している情報連携システムで介護医療機関が共通の情報が見られ、イベント情報等も各事業所へ配信され、参加不参加を表明することができ、連携体制が整備されていた。

ヒアリング調査を実施した2つの事業所とも共通して、介護保険の範囲内での営業活動のみでは厳しい現状であることを挙げており、福祉用具の普及・啓発における課題に対し、介護予防から在宅高齢者に関わることで、元気なうちから福祉用具貸与事業所を知ってもらおうメリットを感じていた。また、両事業所ともに、店舗併設型であり、介護保険給付対象商品のみならず、広く介護関連用品を取り扱っており、以前から地域住民が相談しやすい環境であったことも、介護予防から在宅高齢者に関わるきっかけとなったと推測される。

一方で、取組を実施するうえでの福祉用具貸与事業所における課題の1点目として、2つの事業所どちらも、無償で取組を実施しており、自治体との連携も含めて事業化していくことが望まれる。2点目として、多職種の連携体制の課題が挙げられる。地域によっては、自治体で整備する情報連携システムや組織体制に参加することで連携しやすい環境があったが、個々の福祉用具貸与事業所のつながりや関係性に由来する場合もあり、各地域における連携体制の整備は課題である。

今後の展望として、障害制度と介護保険との連携についても課題認識を持っている福祉用具貸与事業所もあり、障害者向けの特設寝台の提供等、介護保険に限らないサービス提供の拡大を模索していた。福祉用具専門相談員の専門性を発揮し、介護保険に限らず、介護予防や障害分野等、広く活躍できる機会を創出することが望まれる。

(3) 退所時支援の現状

福祉用具貸与事業所向けアンケートでは、介護老人保健施設との連携状況を調査した。福祉用具サービスの提供における介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりについて、「関わりがある」は38.5%、「関わりがない」が60.3%であった。福祉用具貸与事業所が退所時カンファレンスへの参加に関する連絡を受ける割合は、もともとの利用者が介護老人保健施設に入所した場合で「2割未満」が最も多く36.6%、介護老人保健施設からの退所により新規利用に至った利用者の場合も「2割未満」が最も多く33.8%であった。また、令和3年度の介護報酬改定にて、居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスに福祉用具専門相談員等の関係職種の関与が明示されたが、退所時カンファレンスに参加する機会の変化(令和3年4月以前との比較)については、「変わらない」が最も多く65.2%であった(参考として、図表78に福祉用具事業所の退院・退所時カンファレンスへの出席率(2014年時点)を示す)。

介護老人保健施設との定期的・継続的な関わりをもつ機会の多い福祉用具貸与事業所に対し、ヒアリング調査を実施したところ、実際には法人同士のつながりや関係性に由来するところが多く、まったくつながりのない施設との連携関係はない現状であった。介護老人保健施設との連携によるメリットについては、退所後の自宅整備がスムーズで、退所後の再調整等が不要になることを挙げており、退所時に連携することで円滑な在宅復帰に向けた支援を提供していた。一方で、福祉用具貸与事業所の課題として、介護老人保健施設から専門職としての役割や助言を求められる機会が少ないことが挙げられた。福祉用具等の商品・機種の手配だけでなく、利用者に適した福祉用具等の提案等、福祉用具専門相談員としての専門性を発揮し、積極的に退所時の多職種支援へ参画することが期待される。

図表 78(参考)福祉用具事業所の退院・退所時カンファレンスへの出席率(2014 年時点)

		合計	2割未満	2~4割 未満	4~6割 未満	6~8割 未満	8~10割 未満	10割	無回答	平均
施設種別	医療機関	311	85	31	43	23	16	50	63	0.5
		100.0%	27.3%	10.0%	13.8%	7.4%	5.1%	16.1%	20.3%	
	老健施設	340	63	17	37	18	6	93	106	0.6
		100.0%	18.5%	5.0%	10.9%	5.3%	1.8%	27.4%	31.1%	
施設種別× レンタル有無	医療機関-レンタルあり	76	17	6	11	8	4	16	14	0.5
		100.0%	22.3%	7.9%	14.5%	10.5%	5.3%	21.1%	18.4%	
	医療機関-レンタルなし	235	68	25	32	15	12	34	49	0.4
		100.0%	28.9%	10.6%	13.6%	6.4%	5.1%	14.5%	20.9%	
	老健施設-レンタルあり	46	8	1	6	4	3	12	12	0.6
		100.0%	17.4%	2.2%	13.0%	8.7%	6.5%	26.1%	26.1%	
	老健施設-レンタルなし	294	55	16	31	14	3	81	94	0.6
		100.0%	18.7%	5.4%	10.5%	4.8%	1.0%	27.6%	32.0%	

出所:日本作業療法士協会ホームページ,介護保険の福祉用具サービスにおける専門職の関与と適切なケアマネジメントに関する調査
研究事業報告書,

<https://www.jaot.or.jp/files/page/wp-content/uploads/2011/04/H26report-fukushi3.pdf>,2026年2月10日取得.